

大阪市公報

発行所
大阪市役所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目次

規則

- 大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3

告示

- 落札者等の公示…………… 4
- 落札者等の公示…………… 6
- 落札者等の公示…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了…………… 11
- 開発行為に関する工事の完了…………… 12
- 開発行為に関する工事の完了…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 14
- 道路の位置指定…………… 14
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定…………… 15
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更…………… 16
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止…………… 17
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の休止…………… 18
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の再開…………… 18
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の指定…………… 19
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更…………… 23
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の廃止…………… 24
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の休止…………… 26
- 生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰
国後の自立の支援に関する法律に基づく施術者の指定…………… 26

○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の変更……………	28
○生活保護法並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰 国後の自立の支援に関する法律に基づく指定施術者の廃止……………	28
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定……………	29
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	30
○障害者自立支援法に基づく医療機関（更生医療・育成医療）の指 定……………	31
○放置自動車の処理……………	31
○東横堀川及び道頓堀川についての通航制限水域及び通航方法の指 定……………	32
○大阪市収納代理金融機関及び大阪市収納取扱金融機関の名称変更…	32
○落札者等の公示……………	33
○指定給水装置工事事業者の指定……………	34
○選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超 える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数及び6分の1の数並びに大阪市議会議員の 各選挙区におけるその総数の3分の1の数……………	34
○大阪市港区選挙管理委員会委員長の死亡……………	35
○大阪市港区選挙管理委員会委員の補欠……………	35
○大阪市港区選挙管理委員会委員長の就任……………	36
○平成21年度定期監査等結果報告の公表（都市整備局住宅部所管の 建築に係る工事等の施行状況）……………	36
○平成21年度定期監査等結果報告の公表（水道局所管の土木、電気、 機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管 理状況）……………	42
○平成21年度出資団体監査結果報告の公表（財団法人 大阪市消防 振興協会）……………	49
○平成21年度財政援助団体監査結果報告の公表（特定非営利活動法 人大阪市コミュニティ協会）……………	60
○平成21年度財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報 告の公表（社団法人 大阪市老人クラブ連合会）……………	69
○平成21年度公の施設の指定管理者監査結果報告の公表（株式会社 公益社）……………	81
○平成21年度公の施設の指定管理者監査結果報告の公表（財団法人 福島区コミュニティ協会、財団法人港区コミュニティ協会、財団 法人東成区コミュニティ協会ほか21区コミュニティ協会）……………	87
公 告	
○一般競争入札の執行（土地の売払い）……………	99
○条件付一般競争入札の執行（土地の一時使用賃貸借）……………	101

公布された規則のあらまし**◇大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則**

- 1 横堤北住宅等を設置することにしました。
- 2 市営住宅の用途廃止等に伴い、規定を整備することにしました。
- 3 この規則は、公布の日から施行することにしました。

(平成22年大阪市規則第90号 都市整備局住宅部管理担当)

規 則

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

大阪市規則第90号

大阪市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市営住宅条例施行規則（平成9年大阪市規則第61号）の一部を次のように改正する。

別表第1 公営住宅の表中横堤第2住宅の項の次に次のように加える。

横 堤 北	横堤4丁目
-------	-------

別表第1 公営住宅の表中長吉出戸南住宅の項を削る。

別表第2 中両国一第4駐車場の項を削る。

別表第2 中横堤第2駐車場の項の次に次のように加える

横 堤 北 - 1	横堤4丁目
-----------	-------

別表第2 中長吉出戸南一北駐車場の項及び長吉出戸南一南駐車場の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第556号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 契約管財局契約部物品等契約担当（大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号）

①かせいソーダ（住之江工場）上半期 600,000kg 概算買入 ②一般 ③
22. 3. 4 ④巽合成化学㈱ 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤18,156,600円
⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（平野工場）上半期 1,300,000kg 概算買入 ②一般 ③
22. 3. 4 ④井上孫㈱ 大阪市西区京町堀1-7-1 ⑤38,561,250円 ⑥
22. 1. 15

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（海老江下水処理場外3か所）上半期 1,158,000kg
概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市
港区弁天1-2-1 オーク1番街2504号 ⑤30,725,793円 ⑥22. 1. 15

①硫酸ばんど（平野工場外6か所）上半期 952,000kg 概算買入 ②一般
③22. 3. 4 ④フジオックス㈱ 大阪営業所 大阪市港区弁天1-2-1 オ
ーク1番街2504号 ⑤9,446,220円 ⑥22. 1. 15

①高分子凝集剤（舞洲スラッジセンター）上半期 212,000kg 概算買入
②一般 ③22. 3. 4 ④㈱辻本 大阪市平野区瓜破1-12-31 ⑤
123,209,100円 ⑥22. 1. 15

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（中浜下水処理場外3か所）上半期 1,670,000kg
概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④㈱辻本 大阪市平野区瓜破1-12-31
⑤46,765,845円 ⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（舞洲工場）上半期 1,150,000kg 概算買入 ②一般 ③
22. 3. 4 ④巽合成化学㈱ 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤30,308,250円

⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（鶴見工場）上半期 800,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④横手通商(株) 大阪市北区天神橋3-4-28 ⑤23,856,000円 ⑥22. 1. 15

①消石灰（西淀工場）上半期 800,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④(株)隅谷商店 大阪府東大阪市澁川町2-3-14 ⑤21,252,000円 ⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（大正工場）上半期 660,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④(株)隅谷商店 大阪府東大阪市澁川町2-3-14 ⑤19,681,200円 ⑥22. 1. 15

①尿素（西淀工場外4か所）上半期 850,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤19,501,125円 ⑥22. 1. 15

①湿式排ガス洗浄装置用活性炭（森之宮工場）上半期 30,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④(株)十全チバフク 大阪支店 大阪市中央区今橋4-4-7 ⑤19,498,500円 ⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（東淀工場）上半期 860,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④要薬品(株) 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤25,229,820円 ⑥22. 1. 15

①低食塩次亜塩素酸ソーダ（津守下水処理場外3か所）上半期 1,226,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④赤沢産業(株) 大阪市東淀川区西淡路1-1-32 ⑤36,816,780円 ⑥22. 1. 15

①高分子凝集剤（中浜下水処理場外5か所）上半期 154,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④和正産業(株) 大阪支店 大阪市中央区淡路町2-1-10-305 ⑤94,110,660円 ⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（森之宮工場）上半期 520,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤15,233,400円 ⑥22. 1. 15

①塩化カルシウム（森之宮工場外4か所）上半期 897,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④セイブ化成(株) 大阪市西区江戸堀1-4-23 ⑤23,734,620円 ⑥22. 1. 15

①アンモニア水（西淀工場外4か所）上半期 624,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④本町化学工業(株) 大阪支店 大阪市西区阿波座1-7-12 ⑤31,122,000円 ⑥22. 1. 15

①ポリ硫酸第二鉄（海老江下水処理場外3か所）上半期 2,729,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤48,712,650円 ⑥22. 1. 15

①かせいソーダ（舞洲スラッジセンター）上半期 1,940,000kg 概算買入 ②一般 ③22. 3. 4 ④大鳥産業(株) 大阪市中央区平野町4-6-4 ⑤54,999,000円 ⑥22. 1. 15

- ①ポリ硫酸第二鉄（中浜下水処理場外3カ所）上半期 2,603,000kg 概算
買入 ②一般 ③22.3.4 ④大鳥産業(株) 大阪府中央区平野町4-6-4
⑤51,656,535円 ⑥22.1.15
- ①灯油（環境局B）第1四半期 114KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.
3.5 ④(株)シェル石油大阪発売所 大阪府淀川区西中島2-11-30ヤマオキ
ビル ⑤58,800円 ⑥22.1.15
- ①揮発油（環境局）第1四半期 146.9KL 買入（単価契約） ②一般 ③
22.3.5 ④旭油業(株) 大阪府北区中崎西1-6-4 ⑤118,440円 ⑥22.
1.15
- ①揮発油（消防局）第1四半期 90KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.
3.5 ④旭油業(株) 大阪府北区中崎西1-6-4 ⑤122,325円 ⑥22.1.15
- ①軽油（環境局）第1四半期 308.8KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.
3.5 ④トーヨーエナジー(株) 大阪府中央区徳井町2-4-14 ⑤89,640円
⑥22.1.15
- ①灯油（平野下水処理場）第1四半期 692KL 買入（単価契約） ②一般
③22.3.5 ④三徳商事(株) 大阪府淀川区新高4-1-3 ⑤54,075円 ⑥
22.1.15
- ①A重油（港湾局）第1四半期 173KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.
3.5 ④(株)シェル石油大阪発売所 大阪府淀川区西中島2-11-30ヤマオキ
ビル ⑤59,325円 ⑥22.1.15
- ①灯油（環境局A）第1四半期 205KL 買入（単価契約） ②一般 ③22.
3.5 ④三徳商事(株) 大阪府淀川区新高4-1-3 ⑤55,125円 ⑥22.
1.15
- ①A重油（中浜下水処理場外18カ所）第1四半期 168KL 買入（単価契
約） ②一般 ③22.3.5 ④旭油業(株) 大阪府北区中崎西1-6-4 ⑤
64,050円 ⑥22.1.15
- ①大阪市政だより 14,372,400部 概算印刷 ②一般 ③22.3.19 ④サン
ケイ総合印刷(株) 大阪府此花区西九条2-14-6 ⑤60,263,393円 ⑥22.
1.29
- ①下水道用マンホール蓋（T-25）（A）700組 買入 ②一般 ③22.
3.26 ④日本鋳工(株) 三重県桑名市大字東金井字掛樋606-1 ⑤
13,744,500円 ⑥21.12.25

（契約管財局契約部物品等契約担当）

大阪市告示第557号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合
は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎契約担当 建設局総務部経理担当（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
大阪ワールドトレードセンタービルディング34階）

①放置自転車等運搬業務委託－1 ②一般 ③22.3.12 ④(株)ヒガシトゥエ
ンティワン 大阪市中央区内久宝寺町3丁目1番9号 ⑤39,417,210円 ⑥
22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－2 ②一般 ③22.3.12 ④(株)ヒガシトゥエ
ンティワン 大阪市中央区内久宝寺町3丁目1番9号 ⑤13,699,035円 ⑥
22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－3 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤18,175,500円 ⑥22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－4 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤42,190,050円 ⑥22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－5 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤36,047,550円 ⑥22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－6 ②一般 ③22.3.12 ④(株)ヒガシトゥエ
ンティワン 大阪市中央区内久宝寺町3丁目1番9号 ⑤28,644,105円 ⑥
22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－7 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤25,963,350円 ⑥22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－8 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤31,967,250円 ⑥22.1.8

①放置自転車等運搬業務委託－9 ②一般 ③22.3.12 ④日本通運(株)大阪
支店 大阪市北区梅田3丁目2番103号 ⑤33,799,500円 ⑥22.1.8

①道路橋梁総合管理システム（積算）保守業務委託 ②随意 ③22.4.1
④東芝ソリューション(株)関西支社 大阪市福島区福島7丁目15番26号 ⑤
48,562,500円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）

①道路橋梁総合管理システム（台帳）保守業務委託 ②随意 ③22.4.1
④三菱電機(株)関西支社 大阪市北区堂島2丁目2番2号 ⑤102,375,000
円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）

①西部下水道管理事務所管内下水管きょ調査業務委託（その1） ②一般
③22.3.23 ④(株)アレイサービス 大阪営業所 大阪市平野区瓜破1丁目
8番20号 ⑤30,450,000円 ⑥21.12.18

①東部下水道管理事務所管内下水管きょ調査業務委託（その1） ②一般
③22.3.23 ④（有）東阪アメニティ 大阪支店 大阪市東淀川区下新庄
1丁目3番3号 ⑤15,645,000円 ⑥21.12.18

- ①北部下水道管理事務所管内下水管きょ調査業務委託（その1） ②一般
③22.4.19 ④㈱ランテック 大阪市城東区成育2丁目7番2号 ⑤
15,015,000円 ⑥22.2.12
- ①平野下水処理場汚泥溶融施設運転管理業務委託 ②随意 ③22.4.1 ④
日揮㈱大阪事務所 大阪市中央区北浜3丁目1番18号 ⑤164,850,000円
⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）
- ①平野下水処理場汚泥焼却施設運転管理業務委託 ②随意 ③22.4.1 ④
メタウォーター㈱西日本営業部 大阪市北区堂島浜2丁目1番29号 ⑤
123,900,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）
- ①舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設運転管理業務委託 ②随意 ③
22.4.1 ④三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体（代表者）大阪市
中央区今橋2丁目5番8号 ⑤176,400,000円 ⑦政府調達に関する協定第
15条第1項（d）
- ①舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設運転管理業務委託 ②随意 ③22.
4.1 ④月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体（代表
者）大阪市中央区道修町2丁目6番6号 ⑤347,550,000円 ⑦政府調達に
関する協定第15条第1項（d）
- ①施設管理（管路）システム運用サポート・データベース更新業務委託 ②
随意 ③22.4.1 ④国際航業㈱大阪支店 大阪市中央区南船場3丁目4番
26号 出光ナガホリビル5階 ⑤31,185,000円 ⑦政府調達に関する協定第
15条第1項（d）
- ①工事積算システム運用サポート業務委託 ②随意 ③22.4.1 ④富士通
㈱関西支社 大阪市中央区城見2丁目2番6号（富士通関西システムラボラ
トリ） ⑤32,340,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項（d）
- （建設局総務部経理担当）

~~~~~

### 大阪市告示第558号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

[掲載順序]

#### ◎契約担当（所在地）

- ①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日  
（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合  
は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

#### ◎契約担当 会計室会計企画担当（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

- ①財務会計システム運用保守等支援業務委託 一式 ②随意 ③22.4.1  
④株式会社日立製作所 関西支社 大阪市北区堂島浜2丁目2番28号 ⑤

99,629,250円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

(会計室会計企画担当)

**大阪市告示第559号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

## 1 許可番号

平成20年7月29日 大阪市指令計（規）第40号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区横堤5丁目216番3の一部、216番5の一部、216番6の一部、217番1、217番2

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区鶴見6丁目6番56号

株式会社 住商

代表取締役 榎 和美

## 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要     |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                |
|-------------|--------|---------|-----|-----------|--------------------|
|             | 幅員（管径） | 延長      |     |           |                    |
| 道路          | 5.000m | 44.280m | 開発者 | 開発者       | すみ切り3ヵ所含む。         |
| 道路          | 5.000m | 6.000m  | 開発者 | 開発者       | 転回広場<br>すみ切り1ヵ所含む。 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

**大阪市告示第560号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

- 1 許可番号  
平成20年8月27日 大阪市指令計（規）第46号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市東淀川区豊新2丁目10番36、10番37
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪市中央区道頓堀2丁目2番20号  
吉富建設 株式会社  
代表取締役 吉村 敏夫
- 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                        |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|----------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長      |     |           |                            |
| 道路          | 4.000m  | 15.600m | 開発者 | 開発者       |                            |
| 道路          | 4.000m  | 15.600m | 開発者 | 開発者       |                            |
| 下水道         | D=150mm | 17.700m | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>インバート付3ヵ所<br>新設工 |

- 5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |        | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                        |
|-------------|---------|--------|-----|-----------|----------------------------|
|             | 幅員（管径）  | 延長     |     |           |                            |
| 下水道         | D=150mm | 6.800m | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>インバート付1ヵ所<br>撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

（計画調整局開発調整部規制誘導担当）

### 大阪市告示第561号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

- 1 許可番号  
平成20年10月29日 大阪市指令計（規）第50号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
大阪市生野区生野東3丁目22番4
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市浪速区稲荷2丁目1番3号 日光ハウジング本社ビル1階  
 株式会社 日光ハウジング  
 代表取締役 米倉 稔

## 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                           |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|-------------------------------|
|             | 幅員 (管径) | 延長      |     |           |                               |
| 道路          | 4.000m  | 44.673m | 開発者 | 開発者       | すみ切り1ヵ所含む。                    |
| 道路          | 4.000m  | 5.030m  | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む。                    |
| 下水道         | D=150mm | 3.450m  | 大阪市 | —         | 0号組立マンホール<br>インバート付1ヵ所<br>新設工 |
| 下水道         | D=150mm | —       | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>インバート付2ヵ所<br>新設工    |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |    | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要               |
|-------------|---------|----|-----|-----------|-------------------|
|             | 幅員 (管径) | 延長 |     |           |                   |
| 下水道         | D=150mm | —  | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>2ヵ所 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

~~~~~

大阪市告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

1 許可番号

平成20年10月1日 大阪市指令計（規）第59号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区十八条3丁目126番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中津3丁目8番11号

株式会社 ユービー

代表取締役 上原 勇一郎

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道路	5. 000m	63. 810m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む。
道路	4. 000m	3. 000m	開発者	開発者	すみ切り 2 ヲ所含む。
道路	4. 000m	6. 000m	開発者	開発者	転回広場 すみ切り 2 ヲ所含む。
下水道	D=150mm	4. 750m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 2 ヲ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
下水道	D=150mm	2. 400m	大阪市	—	集水ます I 型 インバート付 1 ヲ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

~~~~~

### 大阪市告示第563号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

## 1 許可番号

平成20年10月23日 大阪市指令計（規）第63号

## 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市淀川区三津屋中3丁目8番1の一部、9番3の一部

## 3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区天満橋1丁目8番10-403号

株式会社 興東

代表取締役 川島 清美

## 4 新たに設置された公共施設

| 公共施設<br>の種類 | 概要      |         | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要                        |
|-------------|---------|---------|-----|-----------|----------------------------|
|             | 幅員 (管径) | 延長      |     |           |                            |
| 道路          | 5.000m  | 35.498m | 開発者 | 開発者       | すみ切り2ヵ所含む。                 |
| 下水道         | D=150mm | 6.400m  | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>インバート付2ヵ所<br>新設工 |

## 5 廃止された公共施設

| 公共施設の<br>種類 | 概要      |    | 管理者 | 用地の<br>帰属 | 摘 要               |
|-------------|---------|----|-----|-----------|-------------------|
|             | 幅員 (管径) | 延長 |     |           |                   |
| 下水道         | —       | —  | 大阪市 | —         | 集水ますI型<br>1ヵ所 撤去工 |

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

~~~~~

大阪市告示第564号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 許可番号

平成21年12月8日 大阪市指令計（規）第44号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市鶴見区今津中4丁目2番10

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市鶴見区横堤5丁目13番47号

株式会社 三和プランニング

代表取締役 山 島 敬 右

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員 (管径)	延長			
道 路	4.000m	18.190m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	8.980m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第565号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

1 許可番号

平成22年2月8日 大阪市指令計（規）第61号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市東成区深江南3丁目26番8、27番19、28番1の一部

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市城東区諏訪3丁目14番3号

株式会社 スタート

代表取締役 松尾 卓哉

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
道 路	4.000m	19.670m	開発者	開発者	
下水道	D=150mm	11.500m	大阪市	—	集水ますI型 インバート付2ヵ所 新設工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発調整部において閲覧することができる。

(計画調整局開発調整部規制誘導担当)

大阪市告示第566号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定に基づき、道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図書は、大阪市計画調整局建築指導部において一般の縦覧に供する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

指定年月日及び指令番号

平成22年4月28日

大阪市指令 大計建確 第2006号

地名	地番	道路幅員	道路延長	摘要
港区 市岡元町1丁目	7番2	m 4.0	m 15.401	袋路状道路

(計画調整局建築指導部建築確認担当)

大阪市告示第567号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③指定年月日

①インフュージョン（点滴）クリニック ②大阪市北区堂山町4番6号 ③平成22年4月1日

①茶屋町レディースクリニック分院 ②大阪市北区茶屋町12番6号 ③平成22年4月1日

①リッツ志賀美容外科 ②大阪市北区中津1丁目2番21号 ③平成22年4月1日

①上田内科・循環器内科医院 ②大阪市福島区鷺洲2丁目12番18号 ③平成22年3月1日

①福島アイクリニック ②大阪市福島区福島5丁目6番16号 ③平成22年4月6日

①なんば山田クリニック ②大阪市浪速区難波中2丁目7番23号 ③平成22年4月19日

①いでぐち医院 ②大阪市城東区今福西3丁目6番32-201号 ③平成22年4月1日

①仲原クリニック ②大阪市阿倍野区西田辺町2丁目3番21号 ③平成22年4月1日

①横田クリニック ②大阪市阿倍野区昭和町5丁目9番1号 ③平成22年4月1日

①帝塚山椿館クリニック ②大阪市住吉区帝塚山中3丁目5番11号 ③平成22年4月1日

①おりた皮フ科 ②大阪市平野区瓜破2丁目1番71-101号 ③平成22年4月1日

- ①小川歯科 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③平成22年3月1日
- ①ささき歯科 ②大阪市北区池田町3番1号 ③平成22年4月1日
- ①スミレ歯科 ②大阪市此花区西島4丁目2番10号 ③平成22年4月1日
- ①田中歯科医院 ②大阪府中央区内本町1丁目2番14-301号 ③平成22年3月1日
- ①溝口歯科医院 ②大阪市港区弁天4丁目6番6号 ③平成22年4月1日
- ①いなだ歯科クリニック ②大阪市大正区三軒家東4丁目5番12-201号 ③平成22年3月2日
- ①谷口歯科クリニック ②大阪市天王寺区堂ヶ芝2丁目13番20号 ③平成22年4月1日
- ①末廣歯科医院 ②大阪市淀川区三津屋北1丁目33番13-102号 ③平成22年3月1日
- ①はしもと歯科クリニック ②大阪市淀川区宮原1丁目16番28-103号 ③平成22年4月2日
- ①かえこ歯科医院 ②大阪市東淀川区瑞光1丁目7番18号 ③平成22年4月1日
- ①マルゼン薬局 ②大阪市都島区都島本通3丁目26番22号 ③平成22年4月1日
- ①そうごう薬局 大正店 ②大阪市大正区三軒家東4丁目5番12号 ③平成22年4月1日
- ①バゼル調剤薬局 ②大阪市淀川区東三国5丁目13番13-103号 ③平成22年4月1日
- ①かるがも薬局 諸口店 ②大阪市鶴見区諸口3丁目4番48号 ③平成22年4月1日
- ①白鳥薬局 ②大阪市住吉区帝塚山中3丁目5番11号 ③平成22年4月1日
- ①（老人）訪問看護ステーション名 ②ステーション所在地 ③事業者名 ④事業者所在地 ⑤指定年月日
- ①訪問看護ステーションピヌースー ②大阪市阿倍野区昭和町2丁目17番27号
③株式会社 ピヌースー ④大阪市阿倍野区昭和町2丁目17番27号 ⑤平成22年4月1日
- ①訪問看護ステーションハーベスト ②大阪市西成区太子2丁目2番16-214号
③株式会社 ハーベスト ④大阪府松原市天美北3丁目17番18号 ⑤平成22年3月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第568号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円

滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③変更年月日

①（旧）：大国診療所 （新）：そねざき古林診療所 ②大阪市北区曾根崎2丁目5番24号 ③平成21年9月1日

①しのだ心のクリニック ②大阪市旭区高殿4丁目22番26号 ③平成22年3月4日

①（旧）：青山第三病院 （新）：平野若葉会病院 ②大阪市平野区瓜破2丁目1番19号 ③平成22年4月1日

①（旧）：訪問看護ステーション在宅リハビリ・リハステージ （新）：訪問看護ステーションリハステージ ②大阪市浪速区日本橋西2丁目7番3-202号 ③平成22年4月1日

①セコム新大阪訪問看護ステーション ②（旧）：大阪市淀川区東三国5丁目13番9-603号 （新）：大阪市淀川区三国本町3丁目28番8-203号 ③平成21年12月22日

①訪問看護ステーション帝塚山もも ②（旧）：大阪市阿倍野区三明町2丁目7番26号 （新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目47番1号 ③平成22年3月15日

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

大阪市告示第569号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③廃止年月日

①中村医院 ②大阪市北区天神橋8丁目6番3号 ③平成17年8月7日

①中医院 ②大阪市都島区都島本通5丁目1番13号 ③平成22年3月31日

①木下泌尿器科クリニック ②大阪市中央区高麗橋1丁目5番2号 ③平成22年3月31日

①南部医院 ②大阪市東淀川区豊新4丁目9番11号 ③平成22年3月31日

①小西クリニック ②大阪市東成区東小橋2丁目5番11号 ③平成22年3月31日

- ①谷野内科 ②大阪市東成区東小橋3丁目9番22号 ③平成22年3月31日
①黒岩胃腸科外科 ②大阪市東住吉区駒川4丁目3番12号 ③平成22年3月31日
①すざクリニック ②大阪市西成区松1丁目10番13号 ③平成22年2月28日
①足高歯科 ②大阪市北区堂島2丁目2番2号 ③平成22年1月31日
①ささき歯科 ②大阪市北区曾根崎新地1丁目10番16号 ③平成22年3月31日
①稲田歯科診療所 ②大阪市大正区泉尾1丁目24番10号 ③平成22年3月1日
①末廣歯科医院 ②大阪市淀川区三津屋南2丁目18番16号 ③平成22年2月28日
①瀬良歯科医院 ②大阪市東淀川区小松1丁目2番6号 ③平成22年3月31日
①西薬局 西九条店 ②大阪市此花区西九条5丁目4番15号 ③平成22年3月31日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第570号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③休止年月日

①高橋医院 ②大阪市生野区桃谷3丁目6番19号 ③平成22年3月31日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第571号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定医療機関から再開の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③再開年月日

①葛西医院 ②大阪市生野区小路東6丁目4番20号 ③平成22年4月1日

(健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（指定年月日）

①デイホームゆりの木梅田 ②大阪市北区本庄西1丁目9番12号 ③通所介護
（平成22年4月1日） 介護予防通所介護（平成22年4月1日）

①アースサポート大阪都島 ②大阪市都島区片町1丁目8番18号 ③訪問入浴
介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問入浴介護（平成22年4月1日）

①アスティライフサポート ②大阪市都島区友渕町3丁目1番24号 ③訪問介
護（平成22年4月1日） 居宅介護支援（平成22年4月1日） 介護予防訪問
介護（平成22年4月1日）

①ウェルサポート優 ②大阪市都島区大東町1丁目3番5号 ③訪問介護（平
成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①キヨシ薬局 都島店 ②大阪市都島区都島本通3丁目25番7-13号 ③居宅
療養管理指導（平成22年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年3
月1日）

①ケアステーションダフネ ②大阪市中央区常盤町1丁目2番12-701号・901
号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1
日）

①ハローファイン薬局 ②大阪市中央区松屋町9番1号 ③居宅療養管理指導
（平成22年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年3月1日）

①シーズンケアマネジメント ②大阪市西区江戸堀3丁目6番41-105号 ③居
宅介護支援（平成22年4月1日）

①ケアマネリングみなど ②大阪市港区八幡屋2丁目6番1-112号 ③居宅介
護支援（平成22年4月1日）

①らいおん介護デイサービス ②大阪市港区夕風2丁目18番4号 ③通所介護
（平成22年4月1日）

①小正医院 ②大阪市大正区平尾3丁目16番15号 ③訪問看護（平成22年3月
1日） 介護予防訪問看護（平成22年3月1日）

①きだ歯科医院 ②大阪市天王寺区勝山1丁目6番9号 ③居宅療養管理指導
（平成22年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年3月1日）

①グリーンケア大阪西 ②大阪市天王寺区空堀町15番20号 ③居宅介護支援
（平成22年3月1日）

- ①桃山クリニック ②大阪市天王寺区筆ヶ崎町2番22号 ③通所リハビリテーション（平成22年4月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成22年4月1日）
- ①小規模多機能型居宅介護さくらんぼ ②大阪市浪速区塩草2丁目3番21号 ③小規模多機能型居宅介護（平成22年4月1日）
- ①ケアプランセンターケアキンキ ②大阪市淀川区田川北2丁目1番4号 ③居宅介護支援（平成21年10月1日）
- ①つじもと歯科クリニック ②大阪市淀川区東三国4丁目2番22-102号 ③居宅療養管理指導（平成22年3月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年3月1日）
- ①つばき介護センター ②大阪市淀川区塚本4丁目4番15-201号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
- ①つばさ薬局 ②大阪市淀川区加島3丁目中2番16号 ③居宅療養管理指導（平成22年3月1日）
- ①デイサービスきずな ②大阪市淀川区西三国3丁目3番23-102号 ③通所介護（平成22年4月1日） 介護予防通所介護（平成22年4月1日）
- ①バゼル調剤薬局 ②大阪市淀川区東三国5丁目13番13-103号 ③居宅療養管理指導（平成22年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年4月1日）
- ①プライムサービス ②大阪市淀川区三津屋南1丁目14番5号 ③訪問入浴介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問入浴介護（平成22年4月1日）
- ①淀川区東部地域包括支援センター ②大阪市淀川区西宮原1丁目6番45号 ③介護予防支援（平成22年4月1日）
- ①アイ・ケアふるケアプランセンター ②大阪市東淀川区東中島4丁目2番5-103号 ③居宅介護支援（平成22年4月1日）
- ①東淀川区北部地域包括支援センター ②大阪市東淀川区井高野2丁目1番57号 ③介護予防支援（平成22年4月1日）
- ①淀川キリスト教病院訪問看護ステーション ②大阪市東淀川区東中島6丁目12番11号 ③介護予防訪問看護（平成22年2月1日）
- ①ゆあ・らいふケアプランセンター ②大阪市東成区神路4丁目12番28-201号 ③居宅介護支援（平成22年4月1日）
- ①あおぞらホームケアプランセンター ②大阪市生野区小路1丁目23番7号 ③居宅介護支援（平成22年4月1日）
- ①あすか介護ステーション勝山 ②大阪市生野区勝山北3丁目8番23-516号 ③訪問介護（平成21年12月1日）
- ①生野区鶴橋地域包括支援センター ②大阪市生野区鶴橋3丁目8番13-101号 ③介護予防支援（平成22年4月1日）
- ①永和薬局 ②大阪市生野区鶴橋2丁目16番8号 ③居宅療養管理指導（平成22年4月1日）
- ①サンスマイル・ケアーサービス ②大阪市生野区田島5丁目23番28号 ③訪

問介護（平成22年4月1日） 居宅介護支援（平成22年4月1日） 介護予防
訪問介護（平成22年4月1日）

①東生野地域包括支援センター ②大阪市生野区小路3丁目17番10号 ③介護
予防支援（平成22年4月1日）

①MENDサービス ②大阪市生野区新今里7丁目14番26号 ③福祉用具貸与
（平成22年4月1日） 特定福祉用具販売（平成22年4月1日） 特定介護予
防福祉用具販売（平成22年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年4月
1日）

①そらケアプランセンター ②大阪市旭区清水4丁目9番33号 ③居宅介護支
援（平成22年4月1日）

①デイサービスライフライン ②大阪市旭区赤川2丁目1番14号 ③通所介護
（平成22年3月1日） 介護予防通所介護（平成22年3月1日）

①リハビリデイサービスポシブル太子橋 ②大阪市旭区太子橋3丁目9番17号
③通所介護（平成22年4月1日） 介護予防通所介護（平成22年4月1日）

①城東・放出地域包括支援センター ②大阪市城東区諏訪4丁目12番28号 ③
介護予防支援（平成22年4月1日）

①ハリヨシ介護サービス ②大阪市城東区鳴野西1丁目12番20号 ③特定福祉
用具販売（平成22年4月1日）

①パナソニックエイジフリー関目デイセンター ②大阪市城東区関目6丁目6
番24号 ③通所介護（平成22年4月1日）

①一休ケアセンター ②大阪市鶴見区横堤4丁目4番10号 ③訪問介護（平成
22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①介護センターセイブ ②大阪市阿倍野区昭和町1丁目3番9号 ③訪問介護
（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①さくらデンタルクリニック ②大阪市阿倍野区松崎町2丁目9番25号 ③居
宅療養管理指導（平成22年5月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年
5月1日）

①かがやホームヘルプステーション ②大阪市住之江区西加賀屋2丁目5番25
号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1
日）

①ケアプランセンターかがや ②大阪市住之江区西加賀屋2丁目5番25号 ③
居宅介護支援（平成22年4月1日）

①さきしま地域包括支援センター ②大阪市住之江区南港中3丁目3番43号
③介護予防支援（平成22年4月1日）

①吉良介護サービス ②大阪市住吉区庭井2丁目16番2号 ③訪問介護（平成
22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①吉良ケアプランセンター ②大阪市住吉区庭井2丁目16番2号 ③居宅介護
支援（平成22年4月1日）

①ケアプランセンター恵楽苑第二 ②大阪市住吉区山之内1丁目17番1号 ③
居宅介護支援（平成22年4月1日）

- ①住吉区北地域包括支援センター ②大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号
③介護予防支援（平成22年4月1日）
- ①住吉区東地域包括支援センター ②大阪市住吉区荻田4丁目3番15号 ③介護
予防支援（平成22年4月1日）
- ①デイサービス帝塚山東 ②大阪市住吉区帝塚山東4丁目5番8号 ③通所介
護（平成22年3月1日） 介護予防通所介護（平成22年3月1日）
- ①なごみケアプランセンター ②大阪市住吉区万代5丁目19番15号 ③居宅介
護支援（平成22年4月1日）
- ①なごみヘルパーステーション ②大阪市住吉区万代5丁目19番15号 ③訪問
介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
- ①ほんわか介護レンタル ②大阪市住吉区我孫子1丁目3番17号 ③福祉用具
貸与（平成22年3月1日） 特定福祉用具販売（平成22年3月1日） 特定介
護予防福祉用具販売（平成22年3月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年
3月1日）
- ①デイサービスゆり東住吉 ②大阪市東住吉区桑津1丁目7番30号 ③通所介
護（平成22年3月1日） 介護予防通所介護（平成22年3月1日）
- ①トルチェアミークラブ東住吉 ②大阪市東住吉区桑津1丁目7番30号 ③通
所介護（平成22年1月1日） 介護予防通所介護（平成22年1月1日）
- ①中野地域包括支援センター ②大阪市東住吉区湯里1丁目1番30号 ③介護
予防支援（平成22年4月1日）
- ①訪問介護シーエヌシー ②大阪市東住吉区東田辺1丁目4番21号 ③訪問介
護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
- ①矢田地域包括支援センター花嵐 ②大阪市東住吉区矢田6丁目8番7号 ③
介護予防支援（平成22年4月1日）
- ①すこやかデイサービスセンター ②大阪市平野区平野南2丁目4番27号 ③
認知症対応型通所介護（平成22年3月1日） 介護予防認知症対応型通所介護
（平成22年3月1日）
- ①センテナリティ101 ②大阪市平野区加美北7丁目1番11号 ③訪問介護
（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
- ①介護サポートベアー ②大阪市西成区長橋1丁目4番7-701号 ③訪問介護
（平成22年4月15日） 介護予防訪問介護（平成22年4月15日）
- ①介護センターともちゃん ②大阪市西成区潮路1丁目5番27号 ③訪問介護
（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）
- ①介護センター花菜屋（ハナヤ） ②大阪市西成区千本南1丁目23番16号 ③
福祉用具貸与（平成22年4月1日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年4月1
日）
- ①サポートハウス花花 ②大阪市西成区橘2丁目3番10号 ③訪問介護（平成
22年4月1日） 居宅介護支援（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平
成22年4月1日）
- ①西成区北西部地域包括支援センター ②大阪市西成区長橋2丁目5番33号

③介護予防支援（平成22年4月1日）

①ファミリー西成訪問介護 ②大阪市西成区天下茶屋東2丁目15番13号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①訪問看護ステーション鶴見橋 ②大阪市西成区鶴見橋1丁目6番12号 ③訪問看護（平成22年4月1日） 居宅療養管理指導（平成22年4月1日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年4月1日） 介護予防訪問看護（平成22年4月1日）

①訪問看護ステーションハーベスト ②大阪市西成区太子2丁目2番16-214号
③訪問看護（平成22年3月1日） 介護予防訪問看護（平成22年3月1日）
（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（変更年月日）

①介護事業センターライトナウ ②（旧）：大阪市都島区内代町1丁目7番6-1002号 （新）：大阪市都島区都島北通2丁目22番19-101号 ③訪問介護（平成21年3月1日） 介護予防訪問介護（平成21年3月1日）

①からまつ苑ホームヘルプサービス ②（旧）：大阪市都島区中野町5丁目10番60号 （新）：大阪市都島区御幸町2丁目10番12号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

①（旧）：デイサービスでんでん （新）：デイサービスリハステージ日本橋
②大阪市浪速区日本橋5丁目14番5号 ③通所介護（平成22年4月1日）
介護予防通所介護（平成22年4月1日）

①（旧）：訪問看護ステーション在宅リハビリ・リハステージ （新）：訪問看護ステーションリハステージ ②大阪市浪速区日本橋西2丁目7番3-202号
③訪問看護（平成22年4月1日） 介護予防訪問看護（平成22年4月1日）

①（旧）：鶴見居宅介護支援事業所ラガール（開設者：医療法人 弘道会）
（新）：鶴見居宅介護支援事業所ラガール（開設者：社会医療法人 弘道会） ②大阪市鶴見区横堤4丁目3番30号 ③居宅介護支援（平成22年1月1日）

①（旧）：鶴見居宅サービス事業所ラガール（開設者：医療法人 弘道会）
（新）：鶴見居宅サービス事業所ラガール（開設者：社会医療法人 弘道会） ②大阪市鶴見区横堤4丁目3番30号 ③訪問介護（平成22年1月1日）

介護予防訪問介護（平成22年1月1日）

①（旧）：鶴見老人保健施設ラガール（開設者：医療法人 弘道会）（新）：鶴見老人保健施設ラガール（開設者：社会医療法人 弘道会） ②大阪市鶴見区横堤4丁目3番30号 ③通所リハビリテーション（平成22年1月1日） 短期入所療養介護（平成22年1月1日） 介護予防短期入所療養介護（平成22年1月1日） 介護老人保健施設（平成22年1月1日） 介護予防通所リハビリテーション（平成22年1月1日）

①ケアプランサービス帝塚山もも ②（旧）：大阪市阿倍野区三明町2丁目7番26号（新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目47番1号 ③居宅介護支援（平成22年3月15日）

①ヘルパーステーションてづかやまもも ②（旧）：大阪市阿倍野区三明町2丁目7番26号（新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目47番1号 ③訪問介護（平成22年2月13日） 介護予防訪問介護（平成22年2月13日）

①訪問看護ステーション帝塚山もも ②（旧）：大阪市阿倍野区三明町2丁目7番26号（新）：大阪市阿倍野区阪南町1丁目47番1号 ③訪問看護（平成22年3月15日） 介護予防訪問看護（平成22年3月15日）

①ケアプランセンターいろは ②（旧）：大阪市住吉区沢之町2丁目8番18号（新）：大阪市住吉区墨江1丁目3番11号 ③居宅介護支援（平成22年3月29日）

①ヘルパーステーションいろは ②（旧）：大阪市住吉区沢之町2丁目8番18号（新）：大阪市住吉区墨江1丁目3番11号 ③訪問介護（平成22年3月29日） 介護予防訪問介護（平成22年3月29日）

①訪問看護ステーションいろは ②（旧）：大阪市住吉区沢之町2丁目8番18号（新）：大阪市住吉区墨江1丁目3番11号 ③訪問看護（平成22年3月29日） 居宅療養管理指導（平成22年3月29日） 介護予防居宅療養管理指導（平成22年3月29日） 介護予防訪問看護（平成22年3月29日）

①株式会社ユーダレンタル事業部 ②（旧）：大阪市平野区喜連西2丁目11番29号（新）：大阪市平野区加美北7丁目1番19号 ③福祉用具貸与（平成21年8月29日） 特定福祉用具販売（平成21年8月29日） 特定介護予防福祉用具販売（平成21年8月29日） 介護予防福祉用具貸与（平成21年8月29日）

①有限会社システムケアつつみ ②（旧）：大阪市平野区平野本町4丁目2番7-100号（新）：大阪市平野区平野本町4丁目1番18号 ③訪問介護（平成22年4月1日） 居宅介護支援（平成22年4月1日） 介護予防訪問介護（平成22年4月1日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

大阪市告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同

法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（廃止年月日）

①グリーンケア大阪西 ②大阪市港区南市岡1丁目2番27-205号 ③居宅介護支援（平成22年2月28日）

①センテナリティ101 ②大阪市生野区田島1丁目14番19号 ③訪問介護（平成22年3月31日） 介護予防訪問介護（平成22年3月31日）

①牧老人保健施設 ②大阪市旭区生江2丁目15番14号 ③訪問リハビリテーション（平成22年3月31日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成22年3月31日）

①かがやホームヘルプステーション ②大阪市住之江区西加賀屋2丁目5番25号 ③訪問介護（平成22年3月31日） 介護予防訪問介護（平成22年3月31日）

①ケアプランセンターかがや ②大阪市住之江区西加賀屋2丁目5番25号 ③居宅介護支援（平成22年3月31日）

①住吉第二地域在宅サービスステーションなごみ ②大阪市住吉区帝塚山東5丁目10番15号 ③訪問介護（平成22年3月31日） 居宅介護支援（平成22年3月31日） 介護予防訪問介護（平成22年3月31日）

①ほんわか介護サービス ②大阪市住吉区我孫子1丁目3番17号 ③福祉用具貸与（平成22年2月28日） 特定福祉用具販売（平成22年2月28日） 特定介護予防福祉用具販売（平成22年2月28日） 介護予防福祉用具貸与（平成22年2月28日）

①トルチェアミークラブ東住吉 ②大阪市東住吉区桑津1丁目7番30号 ③通所介護（平成21年12月31日） 介護予防通所介護（平成21年12月31日）

①土居整形外科医院 ②大阪市平野区長吉長原4丁目1番6号 ③訪問看護（平成16年6月30日） 訪問リハビリテーション（平成16年6月30日） 居宅療養管理指導（平成16年6月30日） 介護予防居宅療養管理指導（平成16年6月30日） 介護予防訪問看護（平成16年6月30日） 介護予防訪問リハビリテーション（平成16年6月30日）

①すざクリニック ②大阪市西成区松1丁目10番13号 ③訪問看護（平成22年2月28日） 居宅療養管理指導（平成22年2月28日） 介護予防訪問看護（平成22年2月28日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）



大阪市告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③介護機関種別（休止年月日）

①ジャパンケアプランセンター ②大阪市西成区鶴見橋1丁目14番37号 ③居宅介護支援（平成22年3月31日）

①ジャパンホームヘルパー ②大阪市西成区鶴見橋1丁目14番37号 ③訪問介護（平成22年3月31日） 介護予防訪問介護（平成22年3月31日）

（健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

大阪市告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術者を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①施術者名 ② 施術所名 ③ 所在地 ④ 指定年月日

①楊 裕次 ②楊整骨院 ③大阪市北区菅栄町12番8-1号 ④平成22年2月15日

①土居 篤史 ②たかくら鍼灸整骨院 ③大阪市都島区高倉町1丁目5番12号 ④平成22年4月1日

①小鐵 信博 ②たかみの森整骨院 ③大阪市此花区高見1丁目4番49号 ④平成22年3月1日

①福 忠博 ②たかみの森整骨院 ③大阪市此花区高見1丁目4番49号 ④平成22年3月1日

①浅井 大樹 ②BBラボ整骨院 ③大阪市中央区法円坂1丁目4番6号 ④平成22年4月1日

①前田 茂輝 ②さくら整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目7番3号 ④平成22年4月1日

①上江洲 由輝 ②いこい整骨院 ③大阪市西区九条2丁目7番18号 ④平成22年3月1日

①徐 熙錫 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目8番3-102号 ④

平成22年4月1日

①木原 進 ②木原鍼灸整骨本院 ③大阪市淀川区三津屋中1丁目6番20号

④平成22年4月1日

①長野 賢太 ②やわら整骨院 ③大阪市淀川区十三元今里2丁目5番3号

④平成22年3月1日

①小玉 健雄 ②ももだに本通整骨院 ③大阪市生野区桃谷2丁目28番17号

④平成22年4月1日

①田中 孝治 ②きたたつみ高整骨院 ③大阪市生野区巽中1丁目19番22号

④平成22年2月1日

①橋上 正弘 ②あおぞら整骨院 ③大阪市生野区田島1丁目7番13号 ④平

成22年4月1日

①溝口 薫 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番11号 ④平成

22年4月1日

①砂場 勇介 ②ゆう鍼灸整骨院 ③大阪市城東区成育3丁目14番15-303号

④平成22年3月24日

①寺田 武史 ②寺田整骨院 ③大阪市城東区中浜1丁目21番12号 ④平成22

年3月27日

①堀田 学 ②堀田鍼灸整骨院 ③大阪市城東区野江3丁目13番23号 ④平成

22年3月1日

①松本 利夫 ②えびす整骨院 ③大阪市城東区成育5丁目8番21号 ⑤平成

22年4月5日

①大嶋 英明 ②大嶋鍼灸マッサージ院 ③大阪市鶴見区茨田大宮1丁目1番

10-103号 ④平成22年4月1日

①位 健太 ②くらい整骨院 ③大阪市鶴見区横堤3丁目2番37号 ④平成22

年3月1日

①辰己 正高 ②あかつき鍼灸整骨院 ③大阪市生野区巽中2丁目18番24-103

号 ④平成22年3月29日

①公文 武志 ②らいふマッサージ治療院 住吉・東住吉店 ③大阪市東住吉

区湯里5丁目14番3号 ④平成22年3月1日

①永橋 正人 ②中野3丁目永寿鍼灸整骨院 ③大阪市東住吉区中野3丁目9

番19-103号 ④平成22年3月1日

①山本 昌美 ②らいふマッサージ治療院 住吉・東住吉店 ③大阪市東住吉

区湯里5丁目14番3号 ④平成22年3月1日

①小西 正晃 ②ひかり整骨院 ③大阪市平野区加美北8丁目13番16号 ④平

成22年4月1日

①柴垣 通誠 ②元気庵鍼灸あんまマッサージ ③大阪市西成区鶴見橋3丁目

2番29号 ④平成22年4月1日

①堀 仁 ②まごころ整骨院 ③大阪市西成区玉出東2丁目3番33号 ④平成

22年4月1日

(大阪市健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

~~~~~

### 大阪市告示第577号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から変更の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④変更年月日

①岡田 孝太郎 ②（旧）：レイス治療院 （新）：メディカルパートナー  
③大阪市天王寺区四天王寺1丁目14番16号 ④平成22年4月1日

①野田 猛一 ②野田整骨院 ③（旧）：大阪市阿倍野区昭和町1丁目16番3号  
（新）：大阪市阿倍野区昭和町1丁目21番12号 ④平成22年1月30日

①林 整作 ②（旧）：林鍼灸院 （新）：メディケア平野療養部 ③大阪市平野区加美西1丁目18番22号 ④平成22年3月1日

（大阪市健康福祉局生活福祉部生活保護担当）

~~~~~

大阪市告示第578号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、指定施術者から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松邦夫

①施術者名 ②施術所名 ③所在地 ④廃止年月日

①楊 裕次 ②楊整骨院 ③大阪市北区天神橋6丁目2番2号 ④平成22年1月23日

①衛藤 郁 ②たかくら鍼灸整骨院 ③大阪市都島区高倉町1丁目5番12号
④平成22年1月31日

①浅井 清美 ②BBラボ整骨院 ③大阪市中央区法円坂1丁目4番6号 ④平成22年4月1日

①南 仁 ②さくら整骨院 ③大阪市中央区島之内2丁目7番3号 ④平成22年3月31日

①坂口 茂 ②恵鍼灸整骨院 ③大阪市浪速区敷津西2丁目8番3-102号 ④平成22年4月1日

①後藤 英典 ②やわら整骨院 ③大阪市淀川区十三元今里2丁目5番3号

- ④平成22年2月28日
①和泉 吉晃 ②かつやまきた高整骨院 ③大阪市生野区桃谷2丁目28番17号
④平成22年5月1日
①木原 進 ②木原鍼灸整骨中川院 ③大阪市生野区中川2丁目1番3-105号
④平成22年3月26日
①田中 次郎 ②あおぞら整骨院 ③大阪市生野区田島1丁目7番13号 ④平成22年4月1日
①広川 和成 ②きたたつみ高整骨院 ③大阪市生野区巽中1丁目19番22号
④平成21年5月3日
①藤田 将年 ②恵整骨院 ③大阪市生野区勝山北1丁目2番11号 ④平成22年3月31日
①溝口 薫 ②はる鍼灸整骨院 ③大阪市生野区生野東4丁目7番13号 ④平成22年3月31日
①山本 明香 ②春鍼灸院 ③大阪市阿倍野区丸山通1丁目1番2号 ④平成22年3月23日
①宮坂 輝 ②ラスパ深井整骨院 ③大阪市東住吉区矢田5丁目4番1号 ④平成22年3月29日
①竹内 善政 ②ひかり整骨院 ③大阪市平野区加美北8丁目13番16号 ④平成22年4月1日
①寺田 武史 ②寺田整骨院 ③大阪市平野区瓜破東2丁目11番12号 ④平成22年2月28日
①廣野 喜久 ②ひろの整骨院 ③大阪市平野区平野宮町1丁目5番5-182号
④平成22年3月26日
①谷口 誠 ②まごころ整骨院 ③大阪市西成区玉出東2丁目3番33号 ④平成22年3月31日
①虎口 具久 ②中谷整骨院 ③大阪市西成区千本北2丁目1番26号 ④平成22年3月21日

(大阪市健康福祉局生活福祉部生活保護担当)

大阪市告示第579号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、医師を指定したので、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

- ①医師名 ②医療機関名称 ③所在地 ④担当しようとする医療の種類 ⑤指定年月日
①畑 洋 ②はた整形外科・内科・リウマチ科 ③東成区東小橋一丁目9番19号 JR玉造駅NKビル3階 ④肢体不自由 ⑤平成22年5月1日

- ①早崎 浩司 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号 ④肢体不自由 ⑤平成22年5月1日
- ①中尾 尚之 ②医誠会病院 ③東淀川区菅原6丁目2番25号 ④じん臓機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①樋口 徹 ②千寿会ヒグチ外科 ③東住吉区中野1丁目5番6号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①井上 由美子 ②大阪中央病院 ③北区梅田3丁目3番30号 ④視覚障害 ⑤平成22年5月1日
- ①木内 寛 ②大阪中央病院 ③北区梅田3丁目3番30号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①片岡 一明 ②関西電力病院 ③福島区福島2-1-7 ④心臓機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①片岡 豊 ②関西電力病院 ③福島区福島2-1-7 ④肢体不自由 ⑤平成22年5月1日
- ①溝川 滋一 ②富永病院 ③浪速区湊町1-4-48 ④肢体不自由 ⑤平成22年5月1日
- ①栗山 泰明 ②福島アイクリニック ③福島区福島5丁目6番16号 ラグザ大阪サウスオフィス ④視覚障害 ⑤平成22年5月1日
- ①西村 和郎 ②大阪府立成人病センター ③東成区中道1丁目3番3号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年2月1日
- ①中野 敬次 ②東大阪病院 ③城東区中央1丁目7番22号 ④ぼうこう・直腸機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①平野 昌也 ②平野内科クリニック ③住之江区御崎1丁目3-13 ギャレ住之江1階 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①松永 隆 ②大阪府立成人病センター ③東成区中道1丁目3番3号 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①大平 雅一 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年5月1日
- ①山田 靖哉 ②大阪市立大学医学部附属病院 ③阿倍野区旭町1丁目5番7号 ④肝臓機能障害 ⑤平成22年5月1日

(心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)

大阪市告示第580号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④主たる医師の氏名 ⑤
指定年月日

①大阪赤十字病院 ②天王寺区筆ヶ崎町5番30号 ③肝臓移植後の抗免疫療法
④大崎 往夫 ⑤平成22年5月1日
(心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)



大阪市告示第581号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、医療機関（更生医療・育成医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定により、次のとおり告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

①名称 ②所在地 ③担当しようとする医療の種類 ④指定年月日

①泉薬局 ②西成区岸里2丁目3-33-1 ラフィーネ岸里1階 ③調剤 ④平成22年5月1日

①クローバー薬局 ②西区西本町1丁目6番9号 川田ビル1F ③調剤 ④平成22年5月1日

①三愛漢方薬局 ②中央区上町A番16号 ③調剤 ④平成22年2月1日
(心身障害者リハビリテーションセンター 相談担当)



大阪市告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成22年6月4日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (ダイハツ 赤色)	旭区高殿1丁目4番先
2	自動二輪車 (外国車 赤色)	中央区粉川町6番先
3	自動二輪車 (ヤマハ 緑色)	東淀川区小松1丁目9番先
4	普通自動車 (ニッサン 緑色)	東淀川区下新庄4丁目26番先

5	自動二輪車 (ヤマハ 黒色)	東住吉区杭全4丁目10番先
6	普通自動車 (スズキ 白色)	平野区加美北2丁目2番先

(建設局管理部路上違反物件担当)

大阪市告示第583号

淀川水系に係る一級河川東横堀川及び道頓堀川について、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第16条の2第3項に規定する通航制限水域及び通航方法を次のとおり指定し、平成22年5月31日から平成22年6月28日まで実施する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

1 通航制限水域

河川名	区 間
東横堀川	平野橋下流端から (左岸 中央区平野町1丁目27番4地先、右岸 中央区東高麗橋71番1地先)
道頓堀川	相合橋下流端まで (左岸 中央区道頓堀1丁目4番9地先、右岸 中央区宗右衛門町35番12地先)
道頓堀川	戎橋上流端から (左岸 中央区道頓堀1丁目47番2地先、右岸 中央区宗右衛門町46番22地先)
道頓堀川	深里橋下流端まで (左岸 浪速区湊町1丁目地先、右岸 西区南堀江1丁目7番2地先)

2 通航方法

指定水域の全域の通航を禁止する。

(建設局下水道河川部河川担当)

大阪市告示第584号

次の金融機関及び店舗について、名称変更の届出があったので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第8項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第22条の2第3項の規定に基づき告示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

金融機関名		所 在 地	変 更 日
変更前	イーバンク銀行 株式会社	140-0002 東京都品川区東品川4-12-3	平成22年 5月4日
変更後	楽天銀行 株式会社	品川シーサイド楽天タワー	

(会計室会計管理担当)

大阪市水道局告示第24号

次のとおり落札者等について公示する。

平成22年5月21日

大阪市水道局長 白 井 大 造

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日
（随意契約の場合は契約日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方）
⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦
随意契約の場合はその理由

◎契約担当 水道局総務部管財調達担当（大阪市住之江区南港北1丁目14番16号）

①水道用液体かせいソーダ（庭窪浄水場外1か所）上半期 2,820,000kg
概算買入 ②一般 ③22.3.4 ④網干産業(株) 大阪営業所 大阪市鶴見
区諸口4-8-28 ⑤87,941,700円 ⑥22.1.15

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（庭窪浄水場外1か所）上半期 950,000kg
概算買入 ②一般 ③22.3.4 ④井上孫(株) 大阪市西区京町堀1-7-1
⑤51,770,250円 ⑥22.1.15

①水道用液体硫酸ばんど（庭窪浄水場）上半期 2,420,000kg 概算買入
②一般 ③22.3.4 ④フジオックス(株) 大阪営業所 大阪市港区弁天1
-2-1 オーク1番街2504号 ⑤22,005,060円 ⑥22.1.15

①水道用液体硫酸ばんど（豊野浄水場）上半期 1,470,000kg 概算買入
②一般 ③22.3.4 ④巽合成化学(株) 大阪市西成区北津守4-4-21 ⑤
13,659,975円 ⑥22.1.15

①水道用液体硫酸ばんど（柴島浄水場）上半期 3,220,000kg 概算買入
②一般 ③22.3.4 ④要薬品(株) 大阪市西区京町堀3-2-7 ⑤
29,279,460円 ⑥22.1.15

①水道用次亜塩素酸ナトリウム（柴島浄水場）上半期 1,110,000kg 概算
買入 ②一般 ③22.3.4 ④ACST-CS(株) 大阪市中央区道修町1-
2-17 ⑤60,023,250円 ⑥22.1.15

①水道用液体かせいソーダ（柴島浄水場）上半期 2,110,000kg 概算買入

②一般 ③22. 3. 4 ④愛産商事(株) 大阪営業所 大阪府中央区道修町 2-6-7 ⑤70,009,800円 ⑥22. 1. 15
 ①営業所オンラインシステム用汎用機及びその他周辺機器 一式 借入 ②
 随意 ③22. 3. 31 ④日立キャピタル(株) 関西営業本部 大阪府西区靱本町
 1-11-7 ⑤67,391,100円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)
 (水道局総務部管財調達担当)



大阪市水道局告示第25号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成22年5月21日

大阪市水道局長 白井大造

名 称	所 在 地	指 定 日
東工エンジニアリング株式会社	中央区高麗橋2丁目2番7号	平成 22 年 5 月 10 日
土屋設備	東住吉区矢田2丁目7番18号	
中山設備	大阪府八尾市久宝園2丁目81番地の4ボヌール久宝園202号	
上設備	大阪府堺市美原区今井402番地11	
株式会社希望通管	大阪府枚方市長尾元町7丁目15番1号	
株式会社門真建設工業	大阪府門真市上野口町12番9号	

(水道局工務部給水担当)



大阪市選挙管理委員会告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項並びにこれを準用する同法第75条第5項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項及び市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第5条第30項において準用する場合を含む。）の規定による平成22年5月13日現在の選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び

6分の1の数並びに大阪市議会議員の各選挙区におけるその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成22年5月21日

大阪市選挙管理委員会
委員長 壺井美次

- 1 大阪市における選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数、40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数及び6分の1の数

50分の1の数 42,448

40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 420,395

6分の1の数 353,728

- 2 大阪市議会議員の各選挙区における選挙人名簿に登録されている者の総数の3分の1の数

北 区 28,806 天王寺区 17,311 城 東 区 44,924

都 島 区 27,636 浪 速 区 15,299 鶴 見 区 28,780

福 島 区 17,996 西淀川区 26,123 阿倍野区 28,419

此 花 区 18,259 淀 川 区 46,702 住之江区 35,025

中 央 区 21,298 東淀川区 46,917 住 吉 区 42,013

西 区 21,792 東 成 区 20,633 東住吉区 36,214

港 区 23,368 生 野 区 29,158 平 野 区 53,020

大 正 区 19,630 旭 区 25,825 西 成 区 32,316

(選挙管理委員会事務局選挙担当)

大阪市港区（選）告示第3号

大阪市港区選挙管理委員会の委員長は、平成22年4月27日死亡した。

平成22年4月28日

大阪市港区選挙管理委員会
委員長職務代理者 平岡敏治

住 所 大阪市港区市岡元町3丁目5番8号

氏 名 美 淋 豊太郎

(港区役所総務担当)

(平22.4.28揭示済)

大阪市港区（選）告示第4号

平成22年5月7日次の者を大阪市港区選挙管理委員会委員に補欠した。

平成22年5月7日

大阪市港区選挙管理委員会
委員長職務代理者 平岡敏治

住 所 大阪市港区磯路3丁目17番16号
氏 名 中野正子

(港区役所総務担当)

(平22.5.7揭示済)

大阪市港区（選）告示第5号

平成22年5月7日次の者が大阪市港区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成22年5月7日

大阪市港区選挙管理委員会
委員長 平岡敏治

住 所 大阪市港区池島1丁目4番40-405号
氏 名 平岡敏治

(港区役所総務担当)

(平22.5.7揭示済)

大阪市監査委員告示第19号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成21年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史
同 金子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成21年度定期監査等結果報告の提出について

〔 都市整備局住宅部所管の建築に係る工事等の施行状況 〕

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年10月19日から同年12月18日まで

2 監査の対象

都市整備局住宅部所管の建築に係る工事等の施行状況

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、都市整備局住宅部所管のうち建替改善担当、建設設計担

当、工事担当及び団地再生担当が実施している建築に係る工事等の施行が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 設計・積算は適正に行われているか。
- イ 契約手続は適正に行われているか。
- ウ 工事は関係法令を遵守して施工されているか。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額は適切か。

(2) 監査の実施方法

工事等の施行状況については、平成20年度及び平成21年度のうち平成21年8月31日までに契約された工事等を対象とし、表－1のとおり抽出して関係書類を調査するとともに、現場調査や関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

- ア 設計・積算の状況について、設計図書、積算資料等で確認した。
- イ 契約手続は適正に行われているか、随意契約について業者選定の方法は適切かについて関係書類等で確認した。
- ウ 工事の履行状況について、工事写真、工事日報など工事関係書類等で確認した。
- エ 業務委託について、委託内容や委託金額について適切かどうか、委託仕様書や契約書類等で確認した。

また、工事の施行状況については、茨田大宮第1住宅（1区）建設工事及び同（2区）建設工事、横堤北住宅1号館（1区）建設工事及び同（2区）建設工事、茨田大宮第2住宅6号館住戸改善工事（残部工事）、緑住宅5号館昇降路増築工事、神田住宅1・2号館杭解体撤去工事について実地調査を行った。

表－1 抽出工事等一覧表

	年度	件数 (件)	金額 (千円)
工 事	平成20年度	29 (114)	6,685,985 (24,799,395)
	平成21年度	7 (19)	670,270 (996,647)
	合計	36 (133)	7,356,255 (25,796,042)
	抽出率	27 %	29 %
業 務 委 託	平成20年度	53 (249)	195,612 (468,360)
	平成21年度	23 (90)	124,990 (315,327)
	合計	76 (339)	320,602 (783,687)
	抽出率	22 %	41 %

(注) 1 金額は、当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 () 内は、対象工事等の総件数・総金額を示す。

第2 事業の概要

都市整備局では市営住宅約10万戸を管理しているが、住宅部ではこのうち、浴室やエレベーターがないなど、設備水準が低く老朽化した住宅について、「大阪市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、建替・改善等の事業を実施している。

また、市民住宅への再編を目指して、市営住宅の建替え余剰地等を活用した、良質な中堅層向けの民間住宅や生活利便施設の導入に取り組んでいる。

今回監査の対象とした住宅部の建築にかかる業務の概要は次のとおりである。

事務分掌

住宅部：市営住宅事業に係る建築物の建設に関すること。

市営住宅の建替え及び改善に関すること。

市営住宅の活性化並びに市営住宅用地の取得計画及び活用に関すること。

なお、都市整備局住宅部の今回対象とした担当の職員配置状況は、表-2のとおりである。

表-2 職員配置状況

(単位：名)

担当名	職員数	左欄のうち 技術（建築）職員数
建設設計担当	36	28
工事担当	16	16
建替改善担当	16	5
団地再生担当	11	5
計	79	54

(注) 1 技術（建築）職員が在籍する担当のみ

2 平成21年7月1日現在

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善、検討すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

1 仮設計画について改善を要するもの

市営住宅の解体撤去工事の標準的な設計においては、コンクリート塊の飛散防止などの工事現場及びその周辺の安全面や、近隣への騒音・振動等に配慮し、解体する建物の周囲に、枠組足場及び防音パネル等（以下「防音パネル等」という。）を囲むように架設した状態で、解体重機を建物内に搬入し、解体を進めていく手順を仮設計画図等で示している。

しかしながら、「神田住宅1・2号館解体撤去工事」の施工において、5階建ての建物を解体するのに必要な重機を回転するスペースが、市営住

宅の奥行きでは確保できず、標準的な設計どおりの手順では作業が困難なことから、内装材等の撤去が終了した段階で、長辺1辺の防音パネル等を解体し、解体重機を建物内に搬入せず、外側から建物躯体の解体を行っていた。

この手順であれば、長辺1辺の防音パネルについては内装材等の撤去の期間においてのみ架設されており、より安価な防音シートでの施工でも可能であった。

これまでも、現場状況によっては、標準的な設計と異なる手順で施工していた工事もあったとのことであるが、設計・工事の担当間の連携が十分でなく、経済的な仮設計画へ見直すなど標準的な設計への反映が行われていなかった。

今後は、設計及び工事担当間の報告・連絡・調整をより一層密に行い、実際の作業実態等を反映した安全かつ、より経済的な仮設計画とするよう解体撤去工事の設計について改善されたい。

2 積算について改善を要するもの

建築工事の契約は、工種別の内訳を示さずに一式明細とし出来型図面や仕様書等からなる設計図書に基づく総価契約^(注)を原則としていることから、工事現場周辺の安全対策で配置している交通誘導員については、常時配置する人数を仕様書等に特記し、延べの配置人数は特記していない。

今回、積算で計上している交通誘導員の配置人数と実際に配置された人数について監査したところ、設計変更契約で計上した増員数が実際配置された人数より多い事例や、当初想定していた作業日数よりも実際の作業日数が短くなったため交通誘導員の積算上の配置人数が結果的に過大となっている事例などが見受けられた。

これらについては、総価契約であるため、必ずしも実際に配置された人員での変更を行う必要はないが、今後は、交通誘導員の配置人数について、過大とならないよう設計での実施工程の作業日数の見直しや積算根拠の整理などを行い、適切な積算を実施するよう改善されたい。

(注) 総価契約とは、工種別の内訳を明らかにせず、総額を請負代金額として定める契約をいう。

3 契約について注意を要するもの

鋼板塀設置工事及び解体撤去工事（以下「解体工事等」という。）において、市営住宅の入居者退去後の当該用地周辺道路等における夜間の安全確保を目的に、防犯灯を設置している。

解体工事等の設計において、防犯灯の電気料金について、工事期間中及び工事完了後2か月については業者負担とする旨、仕様書等に特記し、積算においても費用計上していた。

これは、防犯灯の契約者を工事請負業者から工事完了後に本市に変更する手続きに期間を要するためとのことであるが、工事完了後の電気代の負担は契約期限を越えてのものであり、検査時に履行確認を行えない不適切

な契約内容となっていた。

今後は、契約期限内に防犯灯の引継ぎを完了させ、適正な契約とするよう注意されたい。

4 過積載について注意を要するもの

ダンプトラックの過積載は、交通事故の原因や通行経路の道路・橋梁などの公共施設への損傷につながることから、道路交通法第57条並びに道路法第47条により禁止されている。

「木川第1住宅1・2・3・4・6号館昇降路増築工事」において、残土搬入の報告書を確認したところ、当該工事の請負業者が、残土受け入れ先である財団法人大阪市環境事業協会から過積載について積載注意を受けていたにもかかわらず、その後の残土運搬においても過積載を継続的に行い、改善が見られなかった。

今後は、請負業者に対し、法令遵守の徹底を指導し、適正な工事監理を実施するよう注意されたい。

5 工事成績評定について注意を要するもの

国が示している「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」によれば、契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、公共工事について、工事の施工状況の評価（工事成績評定）を行うものとされている。

本市においては「請負工事成績評定要領」により評価を行っており、同要領では、工事ごとに定める工事成績採点の考査項目別運用表（以下「運用表」という。）により、監督または検査において確認した事項に基づき、評定者ごとに公正的確に行うものとされている。

今回監査したところ、運用表では同表に示された考査項目のうち、評価対象とする項目を選択し、その項目について評価を行うこととしているが、「木川第1住宅1・2・3・4・6号館昇降路増築工事」では、工事期間中、改善することなく残土運搬の過積載を行っていたにもかかわらず、考査項目において「過積載防止の積極的な取組みが書類で確認できる。」と評価していた。

また、「もと津守住宅用地ネットフェンス設置その他工事」では、工事規模が小さいにも関わらず、他の改修工事での考査項目を適用していたため、工事内容に比して過大な考査項目についても評価しており、適正な評価を行うためには、工事の規模や内容に応じた考査項目の取捨選択について整理が必要である。

今後は、施工状況を的確に把握し、適正な工事成績評定を行うよう注意されたい。

6 業務委託について

(1) 設計業務委託について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、仕様書は予定価格の算定及び検査・監督等の履行確認を行う際の基準とな

る書類であり、業務内容を示した仕様書等については、契約の履行にあたり疑義の生じないように努めて詳細に記載しなければならないとされている。

今回、監査した設計業務委託については、プロポーザルやコンペで選定された受託者と随意契約を行っていたことから、事前に業務内容について相互の確認ができていたという理由で、本業務委託に含まれていた「騒音調査・測定」や「風環境解析」等の業務については、仕様書にその具体的な業務内容や調査方法等を記載していなかった。

また「市営住宅標準構造設計調整業務委託」では、年間の工事量などから対象となる団地数等を想定し、予定価格を算定しているにもかかわらず、契約時点において、詳細な業務内容や作業量などを確定することが困難な業務であるとして、仕様書に業務量を示していなかった。

今後は、随意契約の場合においても、契約上疑義が生じないように、業務内容について詳細に記載するとともに、適正な履行確認が行えるよう、予定する団地数を明示するなど業務量についても可能な限り明確にし、透明性の高い契約とするよう注意されたい。

(2) 工事監理業務委託について改善を要するもの

市営住宅の建設工事においては、施工業者が異なることにより、建物各部の納まりや出来栄えについて、団地間でバラつきがでる恐れがあることから、品質の均質化を図るために必要な業務であるとして、工事監理業務委託による委託監督員が他現場の下検査や完成検査の立会いを行い、他現場の仕上がりを確認し、自現場での品質管理に役立っている。

しかしながら、契約上、工事監理業務委託の仕様書では、他現場での立会いが業務の一環として位置づけがされておらず、業務内容に反するものと映るだけでなく、他現場で事故等が起きた場合、契約上問題となる可能性もある。

今後は、工事監理を行う上で必要とする他現場での業務については、明確に仕様書に位置づけ、適正な契約とするよう改善されたい。

(意見)

今回の監査で工事関係書類を確認したところ、警備報告書において、警備時間や警備内容が仕様書記載の内容と整合しないものや、工事日報において、残土搬出日が残土報告書の受入日とずれているものなど、書類の記載誤りや記載もれが多く見られた。また、残土報告書を完成検査前にまとめて受理していたため、改善指導の時機を失っていた事例が見受けられた。

工事日報、工事写真など工事関係書類は、履行確認を証する書類であるとともに、立会いによる監督業務を補完するものでもあることから、完成検査時の成果品として確認するだけでなく、施工途中においても、施工の

改善や指導に活かせるよう、適時、適切に確認すべきである。

都市整備局では各工事の監理業務を民間の設計事務所に委託しており、委託監督員により提出書類等の確認を行っているが、工程管理や技術的側面での監理について民間事業者の力を十分に活用している一方で、公共工事として厳しく求められる説明責任や合规性の観点からの監理が不徹底であったと言える。

今後は、このような点について、本市の監督職員はもとより、委託監督員への指導を徹底し、公共工事として適正な工事監理を行うよう努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部技術監査担当)

大阪市監査委員告示第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成21年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成21年度定期監査等結果報告の提出について

水道局所管の土木、電気、機械及び情報システムに係る
工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年10月19日から同年12月11日まで

2 監査の対象

水道局所管の土木、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、水道局所管の土木、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行及び施設の維持管理が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 設計・積算は適正に行われているか。
- イ 契約手続は適正に行われているか。
- ウ 工事は関係法令を遵守して施工されているか。

エ 業務委託について、委託内容や委託金額は適切か。

オ 所管する施設の維持管理は、適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

工事等の施行状況については、平成20年度及び平成21年度のうち平成21年8月31日までに契約された工事等を対象とし、表－1のとおり抽出して関係書類を調査するとともに、現場調査や関係職員から説明を聴取するなどの方法により監査を実施した。重点的に調査を行った項目は、以下のとおりである。

ア 設計・積算の状況について、設計図書、積算資料等で確認した。

イ 契約手続は適正に行われているか、随意契約について業者選定の方法は適切かについて関係書類等で確認した。

ウ 工事の履行状況について、工事写真、工事日報など工事関係書類等で確認した。

エ 業務委託について、委託内容や委託金額について適切かどうか、委託仕様書や契約書類等で確認した。

オ 施設の維持管理状況については下記施設を対象に実地調査を行った。

- ・柴島浄水場、庭窪浄水場、大淀配水場、城東配水場、巽配水場
- ・東部水道工事センター、西部水道工事センター、南部水道工事センター
- ・今里営業所

表－1 抽出工事等一覧表

	年度	件数 (件)	金額 (千円)
工事	平成20年度	85 (2,256)	9,971,600 (41,626,998)
	平成21年度	12 (655)	271,267 (5,755,476)
	合計	97 (2,911)	10,242,867 (47,382,474)
	抽出率	3 %	22 %
業務委託	平成20年度	78 (327)	1,376,559 (3,023,132)
	平成21年度	38 (135)	930,624 (1,548,794)
	合計	116 (462)	2,307,183 (4,571,926)
	抽出率	25 %	50 %
情報システム	平成20年度	45 (148)	2,384,617 (3,150,361)
	平成21年度	20 (64)	1,132,679 (1,994,510)
	合計	65 (212)	3,517,296 (5,144,871)
	抽出率	31 %	68 %

(注) 1 金額は、当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 () 内は、対象工事等の総件数・総金額を示す。

第2 事業の概要

水道局では、より安全で良質な水の安定供給の確保と市民サービスの向上を図るため、取水場・浄水場・配水場、配水管路などの施設整備を進めるとともに、それらの施設の維持管理に努めている。今回監査の対象とした土木、電気、機械及び情報システムに係る主な業務の概要は次のとおりである。

事務分掌

総務部

- ・局業務の情報化、総合情報システムに係る調査・企画に関すること
- ・水道及び工業用水道の営業企画や統計、各営業所の連絡調整、工業用水道にかかわる業務全般、お客さまセンターの企画、運営及び連絡調整に関すること、広聴に関すること

工務部

- ・水道及び工業用水道の拡張、施設整備工事の設計・施行に関すること
- ・電気・機械設備の整備、通信設備に関すること、営繕に関すること
- ・電気・通信・機械設備の維持管理に関すること
- ・水道及び工業用水道の配水計画・水圧調整計画、漏水防止の計画や設計、各工事センターの統括に関すること
- ・給水装置（給水管や貯水槽水道）についての調査や企画、メータに関すること
- ・水道及び工業用水道の取水・浄水・送水に関すること、浄水施設の維持管理に関すること

なお、水道局の職員配置状況は表-2のとおりである。

表－２ 職員配置状況

(単位：名)

	1号職員数	うち技術職員数		2号職員数
		土 木	電気、機械	
		総 務 部	545	
工 務 部	574	285	98	776
合 計	1,119	287	103	794

(注) 平成21年9月1日現在

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善、検討すべき点が認められたので、これらに留意し、適正かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

1 業務委託に必要なコスト管理について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」では、適正な履行

の確保と業務内容の明確化をうたっている。

特名随意契約による情報システムの業務委託においては、作業工数の実績報告を受け、それを受託者から徴した見積書と比較することで費用の妥当性を検証する必要がある。

「営業所オンラインシステムの運営管理及び支援業務」など5情報システムの業務委託においては、見積書を根拠に委託費用を算定しているが、その作業工数の実績を把握していない、あるいは把握していても見積書の作業工数と比較をしていなかった。

今後は、作業項目別・技術者ランク別等の見積書を入手し、その区分に合致する詳細な実績報告書を受領することで実績工数の把握を行い、その業務を履行するにあたっての日数、人員等が適正であったかどうかを精査したうえで次年度契約に反映し、業務委託に必要なコスト管理を徹底するよう注意されたい。

2 契約について

(1) 競争入札を導入するよう見直しを要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」では、特名随意契約から競争入札への移行をうたっている。

今回監査した情報システムの業務委託においては、運用・操作マニュアル等を適切に整備していれば他の事業者でも履行可能な運用業務などを、情報システム開発事業者や外郭団体である株式会社大阪水道総合サービスに特名随意契約している事例が次のとおり見受けられた。

ア 「営業所オンラインシステムの運営管理及び支援業務」については、他の事業者でも履行可能な運用業務と葉書などの帳票類の調達を情報システム開発事業者に特名随意契約している。

イ 「管路情報管理システムデータベース更新・整理業務」については、他の事業者でも履行可能なデータ入力作業などを含めた運用業務を株式会社大阪水道総合サービスに特名随意契約している。

ウ 「災害情報システム他 保守及び運用管理業務」については、他の事業者でも履行可能な運用業務と定期点検・保守業務を株式会社大阪水道総合サービスに特名随意契約している。

今後は、継続して特名随意契約を行っている情報システムの業務委託においては、契約の更新に当たり業務内容を精査し、他の事業者でも履行可能な業務については競争入札を導入するよう見直されたい。

(2) 急施工事の事務手続について注意を要するもの

水道局では、「急施工事の範囲及び契約事務取扱要綱」（以下「要綱」という。）において、緊急の必要により競争入札に付することができない場合に随意契約することができる範囲を「鉄管破裂、漏水事故その他給水の確保のため必要とするもの」とし、その契約事務の取扱いを定め運用している。

「舞洲給水塔次亜塩素酸ナトリウムNo1注入ポンプ修理」ほか1件に

において、次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプが故障したため、給水の残留塩素が確保できないおそれがあるとの理由から緊急的にポンプの修理を行っていた。しかし、要綱に基づいた急施工事の事務手続を行うべきところ、その事務手続を行わずに随意契約を行っていた。

今後、急施工事については要綱に基づき適正に契約事務手続を行うよう注意されたい。

3 施工について

(1) 仕様書等において作業方法を明確にすべきもの

送・配水管の工事に関しては、水道維持管理指針（社団法人日本水道協会）において、管路の安全性を確認するため、管の洗浄や消毒の方法について具体的に定められている。

しかしながら、「柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム冷却設備設置工事」ほか3件の仕様書において、浄水及び消毒等の薬品に接する設備機器について設置後に洗浄及び消毒を行うこととしているが、具体的な作業方法（作業手順や消毒剤の種類等）について定めていなかった。

今後は、仕様書等において設備機器の工事における洗浄等に伴う作業方法を明確にするよう改善されたい。

(2) 設備の実負荷試験について整理を要するもの

工事により据付けた設備については、所定の性能を確認するための運転検査を行う必要があることから、水道局では「水道施設工事共通仕様書-第2編-機械設備工事」において実負荷試験^(注)を行うこととしている。

「市内幹線弁整備に伴う機械設備工事」ほか1件により、大阪市水道・震災対策強化プラン21（基本構想）の基本施策の一つである「配水系統間の相互融通性の向上」を目的として整備された浪速枝管と他の既設幹線との連絡弁の電動化を行っている。

工事報告書を確認したところ、連絡弁の実負荷試験を行うためには配水を一時的に断水する必要があるなど、水道水の安定供給に支障を与えるおそれがあるとの理由により、一部の項目については実負荷による所定の性能が確認できていなかった。

今後は、やむを得ない事情等により実負荷試験を行うことが不可能な場合における所定の性能を確保するための技術的根拠等について整理し、代替確認方法を明確にするよう改善されたい。

（注）実負荷試験とは、実際の負荷（水圧等）をかけて行う試験をいう。

4 業務委託について

(1) 設計業務委託について注意を要するもの

水道局では、鉛の水質基準強化（平成15年4月施行）への対応として、鉛製給水管から耐衝撃性硬質塩化ビニル管への取替えを推進している。

給水装置整備工事等設計業務委託において、取替工事を発注する際に必要となる図面の作成、数量計算、工事中の交通処理図の作成等を行っているが、施工箇所ごとの設計発注では契約手続きに日数を要するため、東西南北の各水道工事センターの区域ごとに請負業者と年間に委託する設計延長を10,000mとして契約を行い、契約期間内に地元調整等の結果により施工可能となった箇所について、順次設計の指示を出し、業務を進めている。

業務委託における各工種の単価算出の根拠としている「水道事業実務必携」の配水管設計歩掛では、単価補正は委託設計延長によると定められている。

しかし、本業務の単価の歩掛について確認したところ、仕様書に委託設計延長を10,000mと明記しているにもかかわらず、設計指示1箇所あたりの平均設計延長である148mをもととした小規模補正を行っていたため、単価が割高となっていた。

また、平成20年度の委託実績を確認したところ、各水道工事センター全ての設計業務委託における最終の委託設計延長は、10,000mを大幅に上回っていた。

今後は、単価の補正について見直すとともに、契約の公正性、透明性、競争性を確保する上から、契約時の設計延長について十分精査するよう注意されたい。

(2) 業務の履行について注意を要するもの

「平成20年度 庭窪浄水場他除草・剪定等業務の施工監理業務」ほか4件において、浄水場等の衛生・安全管理に万全を期すために、別途契約している除草業務受託者に対する指導監督を適切に行う必要があり、監督補助業務を水道局と密接な連携が必要となるとの理由で株式会社大阪水道総合サービスに委託している。

業務委託仕様書においては、除草・剪定作業等を安全かつ適切に行うために、株式会社大阪水道総合サービスの職員（以下「委託監督員」という。）が、場所の調整や指示、提出書類及び現場の履行確認等を行い、検査・協議・指示等の内容を必要に応じて記録し、本市の監督職員に報告することとしている。

しかし、業務委託の成果品を確認したところ、委託監督員が行った、監督職員との調整内容や除草業務受託者への指示、履行確認等の内容を記録しておらず、施工監理が適切に行われたか確認することができなかった。

今後は、委託監督員に対して、仕様書に定める業務の履行関係書類を適正に提出させるよう指導、監督を徹底するとともに、業務の履行確認を確実にを行うよう注意されたい。

(3) 情報システムにおける業務委託の履行確認について注意を要するもの

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、業務

委託契約適正化のために、業務内容等を仕様書に明記するとともに、履行状況について報告書を徴し、契約どおりに完了しているか確認することとしている。

「お知らせ票の料金表示に係る精算処理等に関する営業所オンラインシステム開発業務委託」など3情報システムの業務委託において、各種テストの計画書及び報告書などを受領していない事例が見受けられた。

今後は、情報システムの業務委託において、受領すべき書類を仕様書に明記するとともに適正に履行確認を行うよう注意されたい。

(意見)

1 直営の職員による待機業務について

水道局では、昭和初期より大規模な漏水事故が多発し、市民生活に重大な影響を及ぼしたことを踏まえ、漏水事故等の緊急修繕への対応を行うこととして、直営の職員による夜間・休日の「待機制度」を取り入れている。

現在に至るまでに旧配水管等の布設替や計画的な更新整備等を図り、近年、大規模な漏水事故等が減少してきたことにより、大阪市域の4つの工事事務所で行っていた待機業務を、平成20年度には営業所工部門と工事事務所の統合など待機業務に伴う人員の見直しを行い、北エリア（東部・北部）、南エリア（西部・南部）の2基地で、各基地7名体制による対応としている。

待機業務については、これまでも、休日である土曜日の業務体制のあり方について指摘を行い一定の是正措置がされている。しかし、最近の工事センターの夜間待機日報を確認したところ、給水装置修繕に関する問合せ等の受付業務や、道路漏水等による現場確認の調査等が大半を占めており、当初の「待機制度」の主たる目的である市民生活に大きく影響を及ぼす漏水事故等の緊急修繕対応までには至っていない。

このことから、漏水発生による緊急修繕のための待機は初期活動として必要であることは理解できるものの、漏水の発生件数や対応件数、対応人数等の実態を踏まえ、待機制度の体制を含めた業務の検証を行うとともに、業務時間外の民間業者の活用等による業務の効率化について検討されたい。

2 情報システムの業務委託について

情報システムの業務委託におけるコスト管理及び履行確認などについては不適正な事例が見受けられた。これらの事例は、報告監20の第12号「平成19年度随時監査 情報システムの運用管理に係る経済性・効率性・有効性等について」において、人事給与システムに関し水道局に是正を求めた内容と同様のものであり、水道局がこれまで、所管するすべての情報システムについて当該監査結果に基づく確認をしておこなったことは遺憾である。

今後は、情報システムの業務委託を適正に管理するための具体の指針を

整備するなど早急に措置を講じ、情報システムに係る適切な業務執行に努められたい。

3 実需に見合った効率的な施設整備について

水道局においては、この間進めてきた水道事業の府市統合協議が合意には至らなかったが、水道事業の経営資源を有効に活用し効率化を図っていくことが引き続き喫緊の課題となっている。

一方、平成21年度水道局経営方針において、給水収益の基礎となる水需要が減少傾向にある中、「施設能力に比べて、かなりの余力がある稼働状態となっている（平成19年度最大稼働率59%）」と現状認識し、平成19年度から施設整備のコスト縮減に戦略的に取り組んでいる。

しかしながら、今回の監査において、実査した浄水場等の施設は良好に維持管理されていたところであるが、管路情報管理システムについての業務委託方法や給水装置整備工事における設計価格の見直しなど、施設の維持管理及び整備に係るコスト管理が不徹底な事例が見受けられた。

これらのことから、水道局は、常に安全で良質な水を安定的に、より安い公正な料金で供給するという使命を果たすため、所管施設の維持管理方法や整備等について、徹底したコスト縮減を図る様々な取り組みを進めることにより、実需に見合った効率的な施設整備となるよう努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部技術監査担当)

大阪市監査委員告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成21年度出資団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成21年度出資団体監査結果報告の公表

(財団法人 大阪市消防振興協会)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年11月9日から同年12月4日まで

2 監査の対象

財団法人 大阪市消防振興協会

(当該団体の事業に係る所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、財団法人大阪市消防振興協会における出納その他の事務及び当該団体の事業に係る所管局の事務が関係法令等にのっとり適正に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 寄附行為及び経理規程等諸規程は整備されているか。
- イ 決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
- ウ 事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
- エ 経営成績及び財政状態は良好か。
- オ 関係帳票の整備、記帳等は適切か。また、会計経理は適切か。
- カ 所管局は団体に対して適切な指導監督を行っているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 出納その他の事務の執行に関する諸規程が整備されているか、また定められた規程に則した事務処理が行われているかについて確認した。
- イ 団体の事業成績及び財政状態が適正に決算諸表に表示されているかについて、決算諸表の科目ごとに検証した。
- ウ 決算諸表の各計数について年度比較を行うなどにより経営成績及び財政状態を分析した。
- エ 総勘定元帳、試算表、各種伝票等の検査を行い、各帳票間の関連計数を突合するとともに、決算計数に正確に反映しているかについて確認した。
- オ 現金及び有価証券等の出納・保管について検査し、その在高が適正に表示されているかについて確認した。
- カ 契約事務について、契約の方法及び手続、契約の締結、契約の履行などが適切に行われているかについて確認した。
- キ 受託事業にかかる出納事務及び精算事務が適正に行われているかについて確認した。
- ク 団体の所管局である消防局が、団体の事業運営を十分把握し、指導的役割を果たしているかについて検証した。

第2 団体の概要

- 1 設立年月日
平成4年4月1日
- 2 基本金
1億円（全額本市出えん）
- 3 役員数及び職員数（平成21年11月1日現在）
理事 6名（うち5名は非常勤）

監事 2名（非常勤）

職員 93名（うち85名は嘱託職員）

4 主な事業（平成20年度実績）

(1) 受託事業

ア 自主防災管理体制整備事業

防火対象物の関係者等に対する防災意識の高揚及び防災知識・技術の指導等

指導実施対象物数 13,000件

イ 防災図書刊行事業

月刊誌「大阪消防」等の刊行

ウ 応急手当普及啓発事業

応急手当に関する知識と技術の普及啓発及び各種講習会の開催

実施状況 584回 10,994人

エ 防災実技講習事業

防災意識の高揚及び防災に関する知識と技術の普及啓発

実施状況 35回 1,089人

(2) 直営事業

ア 防災図書刊行販売事業

防災関係図書の刊行販売等

イ 普及啓発事業

防災センター要員講習、患者等搬送乗務員講習、消防実務実践講座、防火対象物点検資格者講習の実施等

ウ 普及資材等販売事業

普及啓発用品、防火・防災用品の斡旋販売等

エ 阿倍野防災センター事業

大阪市立阿倍野防災センターの管理・運營業務の実施

開館日数 303日

来館者数 114,888人

5 決算状況

平成20年度の貸借対照表及び正味財産増減計算書は、表－1、表－2のとおりである。なお、表－1、表－2については、本法人の決算諸表を転載している。

表-1

貸借対照表

平成21年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	22,668,578	20,916,961	1,751,617
貯蔵品	21,330,831	21,627,008	-296,177
未収金	15,712,979	29,967,491	-14,254,512
立替金	0	0	0
前払金	0	0	0
流動資産合計	59,712,388	72,511,460	-12,799,072
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	50,000,000	50,000,000	0
債権(市債)	50,000,000	50,000,000	0
基本財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	13,351,500	18,116,931	-4,765,431
特定資産合計	13,351,500	18,116,931	-4,765,431
(3) その他固定資産			
什器備品	5,864,868	8,340,669	-2,475,801
ソフトウェア	0	2,787,774	-2,787,774
その他固定資産合計	5,864,868	11,128,443	-5,263,575
固定資産合計	119,216,368	129,245,374	-10,029,006
資産合計	178,928,756	201,756,834	-22,828,078
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	25,237,809	34,880,003	-9,642,194
前受金	0	5,710,000	-5,710,000
預り金	5,774,140	5,668,859	105,281
未払法人税等	70,000	70,000	0
未払消費税等	2,970,900	351,400	2,619,500
流動負債合計	34,052,849	46,680,262	-12,627,413
2. 固定負債			
退職給付引当金	13,351,500	18,116,931	-4,765,431
固定負債合計	13,351,500	18,116,931	-4,765,431
負債合計	47,404,349	64,797,193	-17,392,844
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
大阪市拠出金	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産合計	100,000,000	100,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(100,000,000)	(100,000,000)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	31,524,407	36,959,641	-5,435,234
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	131,524,407	136,959,641	-5,435,234
負債及び正味財産合計	178,928,756	201,756,834	-22,828,078

表-2

正味財産増減計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
① 基本財産運用益	467,852	400,197	67,655
基本財産受取利息	467,852	400,197	67,655
② 事業収益	637,992,065	672,351,717	-34,359,652
受託事業収益	343,032,435	370,925,345	-27,892,910
自主防災整備事業収益	233,053,596	252,175,389	-19,121,793
防災図書刊行事業収益	38,631,666	38,084,835	546,831
応急手当普及事業収益	64,955,822	71,029,350	-6,073,528
庁舎管理等事業収益	0	3,054,144	-3,054,144
防災実技講習事業収益	6,391,351	6,581,627	-190,276
直営事業収益	294,959,630	301,426,372	-6,466,742
防災図書刊行販売事業収益	39,759,250	36,135,390	3,623,860
普及啓発事業収益	94,325,662	82,507,816	11,817,846
普及資材等販売事業収益	48,646,588	70,020,733	-21,374,145
阿倍野防災センター事業収益	112,228,130	112,762,433	-534,303
③ 雑収益	26,025	35,709	-9,684
受取利息	26,025	35,709	-9,684
経常収益計	638,485,942	672,787,623	-34,301,681
(2) 経常費用			
① 事業費	520,763,595	554,263,091	-33,499,496
受託事業費	267,480,397	291,371,021	-23,890,624
自主防災整備事業費	164,841,043	176,058,641	-11,217,598
防災図書刊行事業費	37,111,349	36,570,319	541,030
応急手当普及事業費	59,402,393	69,420,714	-10,018,321
庁舎管理等事業費	0	3,018,845	-3,018,845
防災実技講習事業費	6,125,612	6,302,502	-176,890
直営事業費	253,283,198	262,892,070	-9,608,872
防災図書刊行販売事業費	33,234,046	22,217,559	11,016,487
普及啓発事業費	69,560,336	63,940,604	5,619,732
普及資材等販売事業費	46,780,027	68,854,933	-22,074,906
阿倍野防災センター事業費	103,708,789	107,878,974	-4,170,185
② 管理費	123,157,581	134,594,823	-11,437,242
管理費	123,157,581	134,594,823	-11,437,242
経常費用計	643,921,176	688,857,914	-44,936,738
当期経常増減額	-5,435,234	-16,070,291	10,635,057
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
① 什器備品除却損	0	28,842,010	-28,842,010
経常外費用計	0	28,842,010	-28,842,010
当期経常外増減額	0	-28,842,010	28,842,010
当期一般正味財産増減額	-5,435,234	-44,912,301	39,477,067
一般正味財産期首残高	36,959,641	81,871,942	-44,912,301
一般正味財産期末残高	31,524,407	36,959,641	-5,435,234
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	100,000,000	100,000,000	0
指定正味財産期末残高	100,000,000	100,000,000	0
III 正味財産期末残高	131,524,407	136,959,641	-5,435,234

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善、注意すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 決算事務について注意を要するもの

本法人の経理規程では、理事長は、毎会計年度終了後所定の決算手続を行い、財務諸表を作成しなければならない旨及び決算事務を準備するため

毎月末現在の試算表を作成しなければならない旨を定めている。

試算表は、総勘定元帳等の複式記帳が正しく行われていることを確認するために用いるもので、その全ての勘定の借方の合計額と貸方の合計額とが一致しないときは何らかの誤りがあるとされる。

本法人はコンピュータ処理により総勘定元帳及び補助元帳を作成しており、試算表も同様に作成しているが、平成20年4月末現在から平成21年3月末現在までの12件の試算表の全てについて借方の合計額と貸方の合計額とが一致していない。

なお、平成19年度末現在及び平成18年度末現在の試算表についても借方の合計額と貸方の合計額とが一致していない。

本法人においては、試算表に係る決裁又は供覧書類等が見受けられないことから注意されたい。

2 収入及び前受金の管理について注意を要するもの

直営事業の普及啓発事業のうち、防火対象物に設置されている防災センターに勤務する要員を対象として講習会を開催する「防災センター要員講習」について、受講料及び受講者数により算定した受講料収入合計額（以下「収入合計額」という。）と「防災センター要員講習収入（受講料収入）」決算額（以下「収入決算額」という。）とが異なるものが平成20年度を含む複数の会計年度において見受けられた。

また、受講料を前納するとのことから、平成20年度の「防災センター要員講習」の受講料に係る平成19年度末の前受金の明細を示すものとして、収入日、申込者数及び金額を記載した書類が提示されたが、前納者を特定するための記載がなく、受講料の前納に係る当該書類の記載と平成20年度の受講者名簿の記載とが異なるものが見受けられた。なお、「防災センター要員講習」は平成20年度で終了した。

さらに、受講料を前納する前提からは未収金が発生しないこととなるが、平成18年度から平成20年度までの収入合計額と収入決算額とをそれぞれ合算すると、収入合計額（3年度分）に比べて収入決算額（3年度分）が90万円以上不足している。

以上のように、収入及び前受金の管理についての事務が適切でないので注意されたい。

3 販売用図書の管理について注意を要するもの

直営事業の防災図書刊行販売事業について、販売用図書に係る平成19年度末現在及び平成20年度末現在の在庫一覧表並びに商品台帳のコンピュータ処理データから、平成20年度において、販売によらない在庫数の減（たな卸損）が多数生じているものが複数の図書で見受けられた。

本法人は、当該たな卸損について原因を究明せず、一部については陳腐化による廃棄とのことであるが図書名及び廃棄数を示す書類は見受けられないなど、販売用図書の管理についての事務が適切でないので注意されたい。

4 販売用普及資材等の管理について注意を要するもの

(1) 直営事業の販売用普及資材等について

直営事業の普及資材等販売事業について、販売用普及資材等の管理のためにコンピュータ処理の在庫一覧表及び手作業の在庫・売上管理表（平成21年1月14日以降分について作成）を用いている。

平成20年度の各月末現在におけるコンピュータ処理の在庫一覧表において、在庫数がマイナス表示である普及資材等が複数見受けられた。

また、平成21年1月14日以降について手作業の在庫・売上管理表も作成しているが、短期間の管理記録であるにもかかわらず、記帳のある75点のうち67点で、平成21年3月末（平成20年度末）現在における同表上の在庫数と実地たな卸数とが異なるものが見受けられた。

さらに、在庫数と実地たな卸数との相異（たな卸損等）について原因を究明せず、コンピュータ処理の在庫一覧表の在庫数が実地たな卸数と一致するように数値を入力しているものが見受けられた。

以上のように、販売用普及資材等の管理についての事務が適切でないので注意されたい。

(2) 阿倍野防災センターの販売用普及資材等について

阿倍野防災センター事業について、阿倍野防災センターでの販売用普及資材等の管理に係る「グッズ販売報告」を作成している。

阿倍野防災センターでの販売用普及資材等は、本法人が仕入れて倉庫（江戸堀事務所内）で保管する販売用普及資材等のうちから搬入したものであるが、阿倍野防災センターと当該倉庫との販売用普及資材等の受払に係る帳票のないものが見受けられた。

また、「グッズ販売報告」には、販売によらない在庫数の減である「業務使用数」の記載があるが、業務使用数であることを示す書類は見受けられなかった。

以上のように、販売用普及資材等の管理についての事務が適切でないので注意されたい。

5 貯蔵品の評価及び経理について注意を要するもの

本法人は、貯蔵品として販売用図書及び販売用普及資材などを保有しており、その評価及び経理のために「たな卸品明細表」を作成している。

本法人の「財務諸表に関する注記」には、消費税等の会計処理は税込方式による旨及び貯蔵品の評価は最終仕入原価法による旨を記載しているが、「たな卸品明細表」において、販売用普及資材等に係る貯蔵品の評価について、消費税等を税抜方式としているもの、最終仕入原価ではなく販売定価としているもの、金額の記載を誤っているもの、貯蔵品数量に実地たな卸数とは異なる数値を用いているものなどが多数見受けられた。

また、貯蔵品たな卸高について、販売用図書及び販売用普及資材などを事業ごとに区分して経理するのではなく、期首貯蔵品在高総額と期末貯蔵品在高総額とを一括して一般管理費に加減している。これにより、防災

図書刊行販売事業及び普及資材等販売事業など事業ごとの適正な販売原価を計算できず、当該年度の販売収益と販売原価とが対応しないこととなる。

以上のように、貯蔵品の評価及び経理についての事務が適切でないことから本法人の決算が適正に表示されないので注意されたい。

6 会計年度区分について注意を要するもの

本法人の費用の経理について、会計年度区分を誤っているものが見受けられたので注意されたい。

また、未払金として適切に経理した当年度費用について当該経理を取り消して、新たに次年度費用となるよう経理することにより、会計年度区分を変更しているものが複数の会計年度において多数見受けられたので厳重に注意されたい。

7 費用の事業区分について注意を要するもの

本法人は、事務室及び倉庫等として使用するため、本市（消防局）から建物等の行政財産目的外使用許可を受けて当該使用料を納めているが、全額を一般管理費として経理している。しかしながら、自主防災整備事業の詰所、応急手当普及啓発事業の講習会場及び普及資材等販売事業の倉庫など主たる使用目的が明確な部分に係る使用料については、当該事業の費用として経理するよう注意されたい。

8 販売収益と販売原価との期間対応について注意を要するもの

直営事業の普及資材等販売事業について、平成20年度に販売するために仕入れた普及資材等の仕入代金を、平成20年度の商品仕入高（未払金）ではなく、平成21年度の商品仕入高として経理しているものが複数見受けられた。

当該普及資材等の販売収益は平成20年度の普及資材等販売事業収益に含まれるが、販売原価は平成20年度の普及資材等販売事業費に含まれず、適正な販売利益を把握することができない。

また、当該普及資材等に係る貯蔵品（たな卸数）については、商品仕入高を経理せずに資産を取得することとなる。

なお、事業ごとに経理しなければならない貯蔵品たな卸高について、普及資材等販売事業費ではなく一般管理費において経理している。

以上のように、販売用普及資材等の販売収益と販売原価との期間対応が適切でないことから本法人の決算が適正に表示されないので注意されたい。

9 受託事業に係る精算について注意を要するもの

本法人は、平成20年度の「自主防災指導業務外3件の業務委託（概算）」契約により、本市（消防局）から「自主防災指導業務」、「防災図書刊行業務」、「応急手当普及啓発業務」及び「防災実技講習業務」を受託している。

当該契約に係る精算報告書には、受託事業である「自主防災整備事業」

及び「防災図書刊行事業」の印刷製本費並びに受託事業に係る管理経費としての物件費の記載がある。

「自主防災整備事業（自主防災指導業務）」及び「防災図書刊行事業（防災図書刊行業務）」の印刷製本費は、直営事業である「防災図書刊行販売事業」において販売用図書等の印刷製本費を一括経理したのち、決算にあたり、各事業に当該印刷製本費として振替えたものである。

しかしながら、当該振替額について算定根拠が明確でなく、平成20年度の販売用図書等の印刷製本費については、平成19年度に係る印刷製本費を平成20年度に係る印刷製本費として経理しているもの及び平成20年度に係る印刷製本費を平成21年度に係る印刷製本費として経理しているものが見受けられ、適正に経理していない。

また、受託事業に係る管理経費のうちの物件費は、本法人の一般管理費のうちの物件費から比率按分により算定したものである。

しかしながら、平成20年度の一般管理費については、事業ごとに経理しなければならぬ貯蔵品たな卸高及び行政財産目的外使用料を一括して含むなど、適正に経理していない。

以上のように、精算報告書の前提となる本法人の経理が適正でないことから当該精算報告書が適正に表示されないので注意されたい。

10 預金の管理について注意を要するもの

(1) 預金口座の管理について注意を要するもの

本法人の預金口座の一つにおいて、平成21年2月3日から同年3月24日までの間に本法人の資金以外の金銭（消防局職員OB会の会費。以下「会費」という。）を逐次入金し、同年4月1日に会費全額を出金しているものが見受けられ、その間には、本法人の資金の入金が行われたことから資金の混同が生じていた。

さらに、平成20年度末（平成21年3月31日）現在の本法人の預金に係る残高証明書について、会費を入金したままの当該預金口座の残高を記載したものではありません平成20年度末の預金の決算額とは符合しないため、当該預金口座の残高を除いた残高証明書の発行を受けていた。

以上のように、預金口座の管理が適切でないことから嚴重に注意されたい。

(2) 預金利息の管理について注意を要するもの

阿倍野防災センターにおいて、資金前渡金に係る普通預金口座の預金利息について、預金利息収入としての経理をせず当該普通預金口座に預金し続けて簿外資産となっているものが見受けられたので注意されたい。

11 現金の管理について注意を要するもの

阿倍野防災センターにおいて、普及資材等の販売のために「つり銭現金」として3万円を備えているが、当該現金は簿外資産となっていたので注意されたい。

また、普及資材等の売上現金及びつり銭現金について、現金の仕分け誤りにより、検査日（平成21年11月30日）においてそれぞれが売上額及び設定額と一致せず、同額の不足金及び過金が生じていたので注意されたい。

12 郵便切手等の管理について注意を要するもの

(1) 郵便切手等の年度末残数の経理について注意を要するもの

本法人は、各事業等で購入及び使用した郵便切手等の年度末における残数を貯蔵品としているが、貯蔵品の経理については、貯蔵品たな卸高を、郵便切手等の通信運搬費等に係るもの、販売用図書の印刷製本費に係るもの、販売用普及資材等の商品仕入高に係るものに区分して経理するのではなく、期首貯蔵品在高総額と期末貯蔵品在高総額とを一括して一般管理費に加減している。

郵便切手等に係る貯蔵品たな卸高について適正に経理するよう注意されたい。

(2) 郵便切手等の取扱いについて注意を要するもの

郵便切手等について、平成20年度末における残数が郵便切手受払簿等（以下「受払簿等」という。）とたな卸品明細表とで異なるものが見受けられたので注意されたい。

また、平成20年度における受払簿等の記帳に不備のあるもの、検査日（平成21年12月3日）における受払簿等の数量（残数）と現物の数量（残数）とが異なるものが見受けられたので注意されたい。

13 固定資産の管理について注意を要するもの

(1) 訓練人形（備品）の管理について注意を要するもの

応急手当普及啓発事業において使用する訓練人形について、平成20年度末における保有数（台数）が「固定資産台帳」と「訓練人形管理簿」とで異なるものが見受けられたので注意されたい。

(2) 固定資産の経理について注意を要するもの

本法人の経理規程では、耐用年数が1年未満のもの及び取得価額10万円未満のものは固定資産としない旨を定めているが、10万円以上の物品の購入について、消耗品費として経理しているものが見受けられたので注意されたい。

14 未収金の管理について注意を要するもの

平成19年度末の未収金について、平成20年度末において未回収のもの及び当該未収金のうち内容（債務者及び金額等）の明確でないものが見受けられたので注意されたい。

15 その他について

(1) 経理事務について注意を要するもの

本法人の経理規程では、総務課長は、預金について、預金残高と銀行預金出納簿の残高を毎月末現在で照合しなければならない旨を定めており、普通預金通帳と普通預金勘定（総勘定元帳及び補助元帳）とで毎月末の残高が一致しているものの、日々の残高が異なるものが多数

見受けられたので、日々の経理事務を適切に行うよう注意されたい。

(2) 消費税等の納期限について注意を要するもの

消費税及び地方消費税の平成20年度第3期分の納付について、納期限までに納付しなかったことにより延滞税を課徴されていたので注意されたい。

(3) 会計伝票について注意を要するもの

平成20年度末の未払金に係る会計伝票について、決裁のないものが見受けられたので注意されたい。

(4) 販売承認について注意を要するもの

本法人は、本市（消防局）から防災図書刊行業務を受託して月刊誌「大阪消防」等を刊行しており、当該業務実施要領では、本法人は刊行した印刷物を本市の承認を得て本市以外の第三者に販売することができる旨を定めている。

しかしながら、月刊誌「大阪消防」等の第三者への販売について、承認を示す書類が見受けられないので注意されたい。

(5) 事業報告書等について注意を要するもの

阿倍野防災センター管理業務について、「大阪市立阿倍野防災センター管理業務基本協定書」に基づき本法人が本市に提出した平成20年度事業報告書の収支決算状況及び「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン（改訂版）」（平成21年3月総務局）に基づき消防局が総務局に提出した平成20年度施設管理に対する評価シートの収支状況の計数が、本法人の決算書等の計数と異なるものが見受けられたので注意されたい。

(意見)

本法人の監事の監査報告書では「正味財産増減計算書等財務諸表及び収支計算書は、会計帳簿の記載額と一致し、法人の収支状況及び財産状態を正しく示していると認める。」と記載している。

一方、今回の監査においては、本法人の経理関係全般について、試算表を確認していないこと、収入及び前受金の管理が適切でないこと、販売用図書及び販売用普及資材等の管理が適切でないこと、印刷製本費及び商品仕入高等の費用の会計年度区分を変更していること、費用の事業区分が適切でないこと、貯蔵品の評価に係るたな卸品明細表の記載の多くが誤りであること、一件の取引について会計年度区分の異なる複数の会計伝票が存在するなど証ひょう書類の保存が適切でないことなどにより、平成20年度の決算書については、本法人の収支状況等を適正に表示しているとは認め難いと思料する。

また、本法人は、本市からの受託事業に係る精算報告書を当該決算書等に基づいて作成していることから、当該精算報告書についても同様である。

さらに、これらの適切でない事項は複雑かつ重疊的に関連しており、該当事例が多いことから短期間で修正を要する価額等を算定することは困難である。

本法人は、経理を含む事務処理全般について見直し、適切な事務の実施を検査及び確認するための実効ある内部管理体制を確立されたい。また、経理等について、専門家による定期的な指導及び監査等を受けることなどを検討されたい。

なお、本法人は平成20年度包括外部監査の監査対象団体であり、当該監査報告書では平成19年度に係る事項を中心に「防災図書刊行事業に係る図書在庫について(意見)」、「西消防署江戸堀出張所等行政財産目的外使用料について(意見)」、「委託契約について(指摘)」、「応急手当普及啓発業務について(意見)」及び「消防設備等保守点検業務について(意見)」が記載されているが、本法人自らの調査により平成19年度の経理関係全般についても平成20年度と同様の状況である旨が判明したとのことから、監査委員会において平成20年度包括外部監査人の意見を聴取した。

当該包括外部監査人からは、包括外部監査は経済性、効率性、有効性を観点とする旨の主張及び本法人については経営規模が小さいことから委託契約を重点的に見ており財務諸表は見えていない旨の説明を受けたが、当該監査報告書では「監査手続」の中で「平成15年度から平成19年度の外郭団体の決算報告書及び平成19年度の総勘定元帳、仕訳帳、現金・預金出納帳、固定資産台帳、たな卸資産受払台帳等の経理帳票を徴収し、内容につき各種関係書類と適宜照合し、担当者への質問を行った。」旨及び本法人については、「財政状態は健全であると言える。」と記載されている。

このように、包括外部監査人の主張及び説明と当該監査報告書の記載とは大きな乖離がある。

このことは、包括外部監査制度に起因するものではなく、例外的に生じたものとみられるが、平成19年度決算書の収支状況等の適正表示を認め難いとすれば重大な問題となることから、今後、包括外部監査の実施に当たっては、市民の納得を得るものとなるよう取り組まれることを付言する。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成21年度財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史
同 金 子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成21年度財政援助団体監査結果報告の公表

(特定非営利活動法人 大阪市コミュニティ協会)

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年11月25日から同年12月18日まで

2 監査の対象

特定非営利活動法人 大阪市コミュニティ協会

(当該団体への財政的援助に関係する所管局の事務を含む。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、特定非営利活動法人大阪市コミュニティ協会に対して、本市が交付した補助金について、出納その他の事務及び補助金に関する所管局の事務が適正に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

ア 補助金の交付申請手続等は適正か。

イ 補助金の対象となった事業は、交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。

ウ 補助金に関する出納関係帳票の整備、記帳及び会計経理は適正か。また、領収書等の整備、保存は適切か。

エ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。

オ 所管局において、補助金額の確定は適正に行われているか。

カ 所管局の団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

ア 補助金の交付申請手続等が要綱等に準拠して適正に行われているかについて、要綱等と交付申請書、交付決定通知書との照合により確認した。

イ 補助金の交付条件を遵守して事業が実施されているかについて、実績報告書等に基づき確認するとともに、補助金の効果について確認した。

ウ 補助金の収受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、要綱、交付申請書、実績報告書等と出納関係書類等との照合により確認した。

エ 実績報告書、精算報告書が要綱等に準拠して提出されているか、また、報告書の記載内容に誤りがないかについて、出納関係書類等との照合により確認するとともに、補助金はその目的以外に流用されていないかについて確認した。

オ 所管局である市民局において、補助金額の確定が実績報告書等に基づき適正に行われているかについて確認した。

カ 所管局である市民局が、補助金の執行状況及び効果について把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているかについて確認した。

第2 団体及び補助金の概要

1 団体の概要

(1) 設立年月日

平成16年8月10日

(2) 設立目的

地域福祉の増進、社会教育の推進、文化・芸術・スポーツの振興、環境の保全、地域の安全の確保、人権擁護の推進、男女共同参画の促進、子どもの健全育成、地域情報化の推進及び地域経済の活性化を図るため、これらにかかる調査研究、情報提供等の諸事業を実施することにより、地域のコミュニティづくりに携わる市民や諸団体の活動を支援するとともに、地域コミュニティ活動の充実・強化と、安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進を図り、もって地域社会の利益・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(3) 役員数及び職員数（平成21年11月1日現在）

理事 21名（非常勤）

監事 2名（非常勤）

職員 177名（嘱託職員99名を含む。）

(4) 主な事業（平成20年度実績）

ア 地域コミュニティの活性化にむけた調査研究事業

イ コミュニティづくりに係る協働スタッフ育成事業

ウ 地域における情報化推進事業

エ 地域コミュニティ・市民活動の交流促進に係る情報収集・情報発信事業

オ 地域コミュニティの活性化に向けた文化交流事業

カ 地域の連帯強化に向けたわがまち意識の普及事業

キ 法人運営に係る支援事業

2 補助金の概要

今回の監査の対象である平成20年度補助金の概要は表－1、本法人の決算状況は表－2及び表－3のとおりである。なお、表－2及び表－3については、本法人の決算諸表を転載している。

表－1 平成20年度補助金の概要

(単位：円)

補助金の名称	補助の対象となる事業	補助金の額
大阪市コミュニティ協会コミュニティ促進事業補助金	コミュニティづくりに係る協働スタッフ育成事業	8,875,630
	地域コミュニティ・市民活動の交流促進に係る情報収集・発信事業	8,875,613

地域コミュニティの活性化に向けた文化交流事業	8,875,609
地域の連帯感強化に向けたわがまち意識普及事業	13,112,734
地域コミュニティ活性化支援事業	58,228,457
合 計	97,968,043

表-2

貸借対照表

平成21年3月31日現在

一般会計

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 資産の部				
1. 流動資産				
現金預金	95,719,134	116,576,225	△ 20,857,091	
未収金	97,968,043	12,675,252	85,292,791	
貯蔵品	11,390	9,950	1,440	
流動資産合計	193,698,567	129,261,427	64,437,140	
2. 固定資産				
(1) 特定資産				
退職給付引当資産	511,711,230	491,964,900	19,746,330	
減価償却引当資産	1,961,991	0	1,961,991	
労働債務引当資産	64,654,524	41,954,734	22,699,790	
大阪市コミュニティ合唱団積立資産	133,921	0	133,921	
特定資産合計	578,461,666	533,919,634	44,542,032	
(2) その他固定資産				
什器備品	15,771,771	5,106,375	10,665,396	
減価償却累計額	△ 5,035,361	△ 2,294,246	△ 2,741,115	
保証金	1,360,000	1,360,000	0	
その他固定資産合計	12,096,410	4,172,129	7,924,281	
固定資産合計	590,558,076	538,091,763	52,466,313	
資産合計	784,256,643	667,353,190	116,903,453	
II 負債の部				
1. 流動負債				
未払金	18,340,604	17,577,137	763,467	
預り金	170,618,871	107,212,927	63,405,944	
流動負債合計	188,959,475	124,790,064	64,169,411	
2. 固定負債				
退職給付引当金	511,711,230	491,964,900	19,746,330	
労働債務引当金	64,654,524	41,954,734	22,699,790	
固定負債合計	576,365,754	533,919,634	42,446,120	
負債合計	765,325,229	658,709,698	106,615,531	
III 正味財産の部				
1. 指定正味財産				
指定正味財産合計	0	0	0	
2. 一般正味財産				
(うち特定資産への充当額)	(2,095,912)	(0)	(2,095,912)	
正味財産合計	18,931,414	8,643,492	10,287,922	
負債及び正味財産合計	784,256,643	667,353,190	116,903,453	

表-3

収支計算書

平成20年4月1日から平成21年3月31日まで

一般会計		(単位:円)		
科目	予算額	決算額	差異	備考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
特定資産運用収入	1,881,000	1,894,026	△ 13,026	
特定資産利息収入	1,881,000	1,894,026	△ 13,026	退職給付引当資産の運用益
会費収入	480,000	480,000	0	1区当たり年会費2万円
正会員会費収入	480,000	480,000	0	
補助金等収入	118,309,000	114,496,981	3,812,019	
大阪市補助金収入	101,780,000	97,968,043	3,811,957	市コミ活動支援
事業受託料収入	16,529,000	16,528,938	62	
事業業収入	8,899,000	8,753,592	145,408	
その他事業収入	8,899,000	8,753,592	145,408	差異理由は、すきやねん大阪市民運動広告料等
負担金収入	964,786,000	958,727,787	6,058,213	
事業負担金収入	953,006,000	950,047,787	2,958,213	各区法人運営支援等事業負担金の減額
その他負担金収入	11,780,000	8,680,000	3,100,000	
雑収入	320,000	319,136	864	
受取利息収入	320,000	316,616	3,384	流動資産の運用益
雑収入	0	2,520	△ 2,520	
事業活動収入計	1,094,675,000	1,084,671,522	10,003,478	
2. 事業活動支出				
事業費支出	1,050,243,000	1,012,546,353	37,696,647	
地域コミュニティ活性化調査研究事業費支出	16,619,000	14,317,850	2,301,150	
コミュニティづくり協働スタッフ育成事業費支出	11,590,000	11,236,095	353,905	
地域情報化推進事業費支出	12,359,000	11,749,635	609,365	
地域コミュニティ活動情報収集交流促進事業費支出	12,288,000	10,621,472	1,666,528	
地域文化交流促進事業費支出	13,102,000	11,779,087	1,322,913	
わがまち意識普及事業費支出	30,129,000	29,466,459	662,541	
法人運営支援事業費支出	954,156,000	923,375,755	30,780,245	労働債務引当資産及び什器備品購入支出 減価償却引当資産に充当等によるもの
管理費支出	20,954,000	20,462,268	491,732	
給料手当支出	2,322,000	1,240,570	1,081,430	
福利厚生費支出	266,000	393,977	△ 127,977	
退職職給付支出	16,491,000	16,491,050	△ 50	
会議費支出	150,000	196,188	△ 46,188	
旅費交通費支出	10,000	42,656	△ 32,656	
通信搬費支出	30,000	6,836	23,164	
消耗品費支出	110,000	151,786	△ 41,786	
光熱水料費支出	17,000	11,218	5,782	
事務所賃借料支出	546,000	949,780	△ 403,780	
機器賃借料支出	92,000	25,200	66,800	
委託費支出	65,000	0	65,000	
雑支出	855,000	953,007	△ 98,007	
事業活動支出計	1,071,197,000	1,033,008,621	38,188,379	
事業活動収支差額	23,478,000	51,662,901	△ 28,184,901	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
特定資産取崩収入	16,491,000	16,491,050	△ 50	
退職給付引当資産取崩収入	16,491,000	16,491,050	△ 50	
投資活動収入計	16,491,000	16,491,050	△ 50	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	36,238,000	61,033,082	△ 24,795,082	
労働債務引当資産取得支出	0	22,699,790	△ 22,699,790	
退職給付引当資産取得支出	36,238,000	36,237,380	620	
減価償却引当資産取得支出	0	1,961,991	△ 1,961,991	科目新設
大阪市コミュニティ合唱団積立資産取得支出	0	133,921	△ 133,921	科目新設
固定資産取得支出	0	6,853,140	△ 6,853,140	
什器備品購入支出	0	6,853,140	△ 6,853,140	各区コミ協業務用PC入替
投資活動支出計	36,238,000	67,886,222	△ 31,648,222	
投資活動収支差額	△ 19,747,000	△ 51,395,172	31,648,172	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
財務活動支出計	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV 予備費支出				
当期収支差額	2,666,000	---	2,666,000	
当期収支差額	1,065,000	267,729	797,271	
前期繰越収支差額	4,471,000	4,471,363	△ 363	
次期繰越収支差額	5,536,000	4,739,092	796,908	

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 金券の管理について注意を要するもの

本法人が保管している現金等について検査したところ、金庫に保管していた「スルッとKANSAIレインボーカード」50枚（総額50,000円分）について、受払簿等による保管枚数の管理が行われていなかったため、適正な管理を行うよう注意されたい。

2 会計処理等について

(1) 規定の整備を要するもの

本法人では、会計処理等について、具体的に定めたものが存在していなかった。

会計年度や会計区分、会計処理の方法等、基本的な事項等について規定を設け、規定に基づいた事務を行うよう改められたい。

なお、手許現金についても、規定を設けず運用されていたので、規定を定め運用するよう改められたい。

また、契約に関しても、契約の方法等について具体的な規定がなく、ほとんどが随意契約の方法による契約となっていた。契約についても規定を設け、規定に基づいた事務を行うよう改められたい。

(2) 経費の年度帰属等について注意を要するもの

消耗品等の購入経費について、平成20年度の経費とすべきものを、平成19年度の経費として執行しているものが見受けられた。経費の年度帰属について、適正な処理を行うよう注意されたい。

また、仕訳伝票に添付されている業者からの請求書において、金額のみが記載され、内訳明細や納品年月日等が記載されていないものが見受けられたので、業者に対して、請求内容を明確にするよう指導するとともに、経費の支出にあたっては、適切な請求書に基づき支払いを行うよう注意されたい。

3 補助金の交付手続について注意を要するもの

【本法人及び市民局に対して】

大阪市コミュニティ協会コミュニティ促進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）では、補助金の交付申請は事業開始日の属する年度の前年度の3月末までに行い、補助金は概算払により支払われることとしているが、申請は当年度の2月に行われており、補助金の交付は事業終了後に確定払の形で行われていた。

また、交付要綱に定められている「補助金確定通知書」及び「補助金精算書」についても作成されていなかった。

本法人に対する補助金については、交付要綱に基づいた補助金の交付手続が行われていなかったため、交付要綱に基づく交付手続を行うよう注意されたい。

4 補助金の交付金額の決定において注意を要するもの

(1) 補助事業において、本市からの補助金と他団体からの負担金の合計額が事業費を超えているもの

【本法人及び市民局に対して】

補助金の実績報告書で報告されている事業のうち、「地域コミュニティ・市民活動の交流促進に係る情報収集・発信事業」については、本市からの補助金8,875,613円のほかに、「大阪ひと・まち魅力発見事業推進会議」からの負担金1,997,616円も事業を実施する財源となってい

る。この補助金と負担金を合算すると10,873,229円となり、本法人の決算における同事業の事業費10,621,472円を上回っている。このことは、事業費以上の補助金を受けていることともなるので、事業費等を調査し、所要の措置を講じられたい。

なお、市民局においては、補助金額の決定について、補助対象となっている本法人の事業に係る収入や支出を詳細に調査したうえで決定するよう注意するとともに、本法人に対する指導監督を徹底されたい。

(2) 補助金の申請内容が本法人の決算額と合致していないもの

【本法人及び市民局に対して】

本法人の事務機器等のリース料を計上している「機器賃借料」の決算額は126,000円となっているが、補助金の充当経費として報告された「機器賃借料」は571,891円となっている。

本法人に対する補助金は、報告された金額で交付されているが、報告内容と決算額が合致していないので、原因を調査し、所要の措置を講じられたい。

なお、市民局においては、今後、本法人から提出される補助金の実績報告書等の内容及び本法人の決算額について十分確認を行ったうえで交付金額を決定するとともに、本法人に対して、決算額に基づく適正な実績報告書を提出するよう指導されたい。

(3) 本法人の退職給付引当金に対する補助金について改善を要するもの

【本法人及び市民局に対して】

本法人に対する補助金の充当経費として報告されている人件費のうち、福利厚生費支出には本法人の退職給付引当金相当額2,335,000円が含まれている。

本来、退職給付引当金の原資は、団体が自らの経営努力により確保すべきものであり、補助金を退職給付引当金に充当することは妥当性を欠くと考えられる。事業費補助となっている本補助金の趣旨からも、補助金の適切な請求、使用に改められたい。

なお、市民局においては、補助金の対象として認め得る経費の考え方を明確にし、補助対象とすべきでないものについては補助金の算定から除外する取扱いを徹底されたい。

(4) 嘱託職員の人件費に係る補助金について注意を要するもの

【本法人に対して】

本法人の事務に従事する職員の人件費は基本的に全額補助金の対象となっているが、職員の業務の性質上、各区コミュニティ協会の負担金で支弁することが適当と考えられる人件費部分については、収支計算書の管理費支出の給料手当支出として計上し、補助金の対象となる事業費支出と区別している。

本法人では、嘱託職員1名に係る人件費の一部を各区コミュニティ協会からの負担金で支弁することが適当として、当該人件費を事業費支

出と管理費支出に2分の1ずつ計上することとしているが、それぞれの科目の計上額を誤っているものが見受けられたので注意されたい。

なお、人件費を各科目に按分して計上する場合の具体的な基準が明確になっていないので、基準を明確にし、正確に計上するよう注意されたい。

【市民局に対して】

本法人に対する補助金は、人件費に対する補助が大部分を占めており、補助金額の決定においては、本法人の人件費の執行状況を十分確認することが必要である。今回の事例のように、1名の人件費の一定割合を補助金の対象とする場合においては、補助金の対象とする人件費の考え方やそれに伴う本法人の経理処理等を十分調査、確認のうえ、補助金額を決定するよう注意されたい。

5 補助事業と本市が委託している事業について明確な区別を要するもの

【市民局に対して】

本法人から提出されている補助事業に係る実績報告書の内容と、本市が別途委託している事業に係る事業報告書の内容がほとんど同じものが見受けられた。

これらの事業については、当該事業の実施主体をあくまで本法人としたうえでその事業に対して補助金を拠出するのか、また、本市が本来実施すべきものとして本法人に委託して実施するのかについて、本市の明確な位置づけが必要と考えられる。

当該事業について、今後も継続して補助金を交付するのであれば、補助金の交付により実現しようとする本市の目的を明確にしたうえで、その目的の達成度が確認できる実績報告書の提出を求め、委託により実施しようとする事業内容と明確な区別が行えるよう改善されたい。

6 本法人の経費に係る各区コミュニティ協会からの負担について明確な基準を設ける要のあるもの

本法人が執行している経費のうち、各区コミュニティ協会とのネットワーク関係業務に要する経費等、各区コミュニティ協会からの負担を求めることが適当と考えられる経費については、各区コミュニティ協会から負担金を徴収し、財源の一部として充当しているところである。しかしながら、現在、各区コミュニティ協会から徴収する負担金の算定については、明確な基準が存在していない。

本法人では、各区コミュニティ協会からの負担金で支弁しない経費については、そのまま補助対象経費となることから、各区コミュニティ協会からの負担金を充当する金額の多寡は、そのまま補助金額に影響することとなる。

今後、補助対象経費の算定における恣意性を排除する観点からも、各区コミュニティ協会からの負担について明確な基準を定め、定めた基準に基づく負担を求めるよう改善されたい。

(意見)

1 補助金交付要綱の見直しについて

【市民局に対して】

現在の交付要綱は、それまで運営費補助であった本法人に対する補助金を事業費補助に転換した平成19年度に定められたものである。

交付要綱の規定に基づけば、本法人は補助事業が完了した年度末に「実績報告書」を市長に提出し、市長はその報告内容が補助金の交付条件に適合するか調査した後、「補助金額確定通知書」により本法人に通知し、当該通知を受けた本法人が年度の末日に「補助金精算報告書」を作成することとなる。

交付要綱の規定を遵守すると、年度末の一日でこれらすべてを行わなければならない、交付要綱の規定がそもそも実現困難な内容になっているといえる。

今回の監査で、補助金の交付請求時期や確定時期について、交付要綱の規定を遵守できていない点や、本法人から提出される実績報告書の点検や補助対象となった事業費の確認が不十分な事例について指摘したが、現行の交付要綱では、十分な点検や確認を行うための期間も確保できない規定となっている。今後、適正な補助金の交付事務を行うために必要な期間等に十分配慮した交付要綱の見直しに取り組まれない。

なお、現在の交付要綱では、交付要綱を定めた目的のみが第1条に規定されているが、補助金を交付することの目的が定められていないので、補助金の交付目的を交付要綱に盛り込むよう併せて検討されたい。

2 各区コミュニティ協会からの多額の預り金について

本法人に対する補助金は、本法人の事務に従事する職員の人件費を対象としたものがほとんどであり、人件費は期中に支払資金が必要となることから、補助金の交付要綱においても、事業の完了前に補助金の全部または一部を概算払により交付することが規定されている。しかしながら、実際に補助金が交付されているのは、事業が終了した翌年度の5月となっている。

本法人が、期中に当該補助金を収入することなく、職員に対する給与等の支払資金が確保できているのは、本法人から各区コミュニティ協会に出向している職員の人件費相当額等を各区コミュニティ協会から四半期ごとに収入し、その人件費を実際に支出するまでの間、本法人が収入した資金を留保する形となっていることによるものであるが、本法人からの出向職員に係る人件費については、支払額が確定した時点で各区コミュニティ協会との間において早期に精算を行う必要がある。

本法人においては、各区コミュニティ協会との間の精算事務について改善を図り、保有する資金の適正化を実現したうえで、本法人が資金として必要となる時期に補助金の交付を受けるよう改められたい。

3 補助金のあり方について

【市民局に対して】

本市では、補助金のあり方に関するガイドライン（平成19年3月）に基づき、平成19年度から団体の運営費を対象とした補助金については、その目的及び補助対象の明確化を図る観点から事業費補助への転換が図られてきたところである。

本法人に対する補助金についても、平成19年度に交付要綱を改正し、運営費補助から事業費補助に変更しているが、補助金の交付対象経費については平成19年度以降も変わっておらず、本法人の事務に従事する職員に対する人件費が大部分を占める運営費補助が実態となっている。

また、本市から本法人に派遣された職員に対する人件費については、平成21年度から本市が直接給与等を負担する方法となっているが、先般、外郭団体に派遣された職員の人件費相当額を対象とした補助金について、最高裁の決定も示されたことから、本市からの派遣職員の人件費に相当するこれまでの補助金についても合理性のある説明が求められる。

今一度、人件費を対象とした補助金について精査するとともに、今後も本法人に対する財政援助を継続するのであれば、どのような目的でどのような対象経費に対して補助するのかを明確にするなど、補助金のあり方を抜本的に見直し、本市からの補助金が本法人の事業に要する経費に対する合理的な財政援助となるよう検討されたい。

（監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当）

大阪市監査委員告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成21年度財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員	多賀谷 俊 史
同	金 子 光 良
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

平成21年度財政援助団体監査・公の施設の指定管理者監査結果報告の公表

（社団法人 大阪市老人クラブ連合会）

第1 監査の概要**1 監査の期間**

平成21年11月24日から同年12月18日まで

2 監査の対象

社団法人 大阪市老人クラブ連合会

（当該団体への財政的援助に関係する所管局の事務を含む。なお、対象

とした公の施設は大阪市立いきいきエイジングセンターである。)

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、社団法人大阪市老人クラブ連合会（以下「大老連」という。）に対して、本市が交付した補助金及び分担金（以下「補助金等」という。）について、出納その他の事務及び補助金等に関する所管局の事務が適正に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

また、本法人は大阪市立いきいきエイジングセンターの指定管理者であることから、公の施設の指定管理者としての業務に関する出納その他の事務及び当該業務に関する所管局の事務について同様に実施した。

【財政援助団体監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 補助金等の交付申請手続等は適正か。
- イ 補助金等の対象となった事業は、交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか。
- ウ 補助金等に関する出納関係帳票の整備、記帳及び会計経理は適正か。また、領収書等の整備、保存は適切か。
- エ 実績報告、精算報告は適正に行われているか。
- オ 所管局において、補助金等の金額の確定は適正に行われているか。
- カ 所管局から団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 補助金等の交付申請手続等が要綱等に準拠して適正に行われているかについて、要綱等と交付申請書、交付決定通知書との照合により確認した。
- イ 補助金等の交付条件を遵守して事業が実施されているかについて、実績報告書等に基づき確認するとともに、補助金等の効果について確認した。
- ウ 補助金等の収受及び支払の事実が出納関係帳票に正確に記帳されているかについて、要綱、交付申請書、実績報告書等と出納関係書類等との照合により確認した。
- エ 実績報告書、精算報告書が要綱等に準拠して提出されているか、また、報告書の記載内容に誤りがないかについて、出納関係書類等との照合により確認するとともに、補助金等がその目的以外に流用されていないかについて確認した。
- オ 所管局である健康福祉局において、補助金等の金額の確定が実績報告書等に基づき適正に行われているかについて確認した。

カ 所管局である健康福祉局が、補助金等の執行状況及び効果について把握し、団体に対して適切な指導監督を行っているかについて確認した。

【公の施設の指定管理者監査】

(1) 監査の主な着眼点

- ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。
- ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。
- エ リスクの負担は適切になされているか。
- オ 施設所管局における指定管理者に係る事務は、適切になされているか。
- カ 管理運営状況を把握し、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。なお、重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適正になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。
- イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。
- ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。
- エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。
- オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

第2 団体及び補助金等の概要

1 団体の概要

(1) 設立年月日

昭和41年12月7日

(2) 目的

大阪市内にある本法人に所属する老人クラブの連絡調整をはかり、同老人クラブの発展と老人の福祉向上に資することを目的とする。

(3) 役員数及び職員数（平成21年11月1日現在）

理事 23名（職員兼務1名を含み、うち22名は非常勤）

監事 2名（非常勤）

職員 42名（嘱託職員33名を含み、理事兼務1名は含まない。）

(4) 会員数

区老人クラブ 連合会名	平成20年度	
	クラブ数	会員数 (人)
北区老人クラブ連合会	55	3,671
都島区老人クラブ連合会	80	4,744
福島区老人クラブ連合会	24	2,573
此花区老人クラブ連合会	16	1,940
中央区老人クラブ連合会	31	2,229
西区老人クラブ連合会	21	1,644
港区老人クラブ連合会	33	2,654
大正区老人クラブ連合会	20	1,783
天王寺区老人クラブ連合会	25	1,610
浪速区老人クラブ連合会	22	1,505
西淀川区老人クラブ連合会	26	2,293
淀川区老人クラブ連合会	46	4,265
東淀川区老人クラブ連合会	96	7,830
東成区老人クラブ連合会	28	3,177
生野区老人クラブ連合会	114	7,461
旭区老人クラブ連合会	106	5,578
城東区老人クラブ連合会	122	9,101
鶴見区老人クラブ連合会	56	4,067
阿倍野区老人クラブ連合会	55	3,894
住之江区老人クラブ連合会	73	4,644
住吉区老人クラブ連合会	87	5,585
東住吉区老人クラブ連合会	38	4,203
平野区老人クラブ連合会	88	5,652
西成区老人クラブ連合会	64	4,211
合計	1,326	96,314

(5) 主な事業（平成20年度実績）

ア 組織運営

総会、理事会、会長会、役員会及び各部会等の運営

イ 心とからだの健康づくり

(ア) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施

(イ) スポーツの振興

(ウ) 高齢者体力測定事業の実施

ウ 友愛・互助・ボランティア活動

(ア) 在宅福祉を支える友愛活動の推進

(イ) 大阪市シルバーボランティアセンターを中心としたボランティア活動

エ 花のあるまち、ごみのないまちづくり

全国一斉社会奉仕の日の活動

オ 生活と地域を豊かにする楽しいクラブ活動

(ア) 大阪市高齢者福祉大会

- (イ) 大老連供養塔法要
- (ウ) 高齢者の主張発表会
- (ニ) 大阪市高齢者囲碁・将棋大会
- (ホ) 大阪市高齢者俳句大会
- (カ) 高齢者サークル（仲間づくり）支援事業
- カ はつらつとしたクラブづくり
 - (ア) 学習・研修活動の充実
 - (イ) 各区老連における学習・研修活動
 - (ウ) 他の団体・組織との交流・連携
 - (ニ) 広報活動
- キ クラブ発展の基盤強化
 - (ア) 老人クラブ会員の加入促進
 - (イ) 高齢者施策の充実についての要望
- ク 高齢者いきがい施設「大阪市立いきいきエイジングセンター」の運営
(公の施設の指定管理者としての事業)
 - (ア) 公の施設の概要
 - A 施設名 大阪市立いきいきエイジングセンター
 - B 設置目的 高齢者の生きがいがづくりに関する各種の講座等を開催し、高齢者の生きがいがづくりの機会の提供等を行うことにより、高齢者の生きがいがづくりを総合的に支援し、もって高齢者の福祉の増進に寄与する。
 - C 所在地 大阪市北区菅原町10番25号
 - D 指定期間 平成18年4月1日から平成22年3月31日まで
 - E 選定方法 公募
 - F 事業内容
 - (A) 各種講座、講演会等の開催その他高齢者の生きがいがづくりの機会の提供
 - (B) 高齢者の生きがいがづくりに関する情報の収集及び提供
 - (C) 高齢者の生きがいがづくりに関する相談
 - (D) 高齢者の生きがいがづくりに関する調査及び研究
 - (E) 関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備
 - (F) その他市長が必要と認める事業
 - G 開所年月日 平成15年4月23日
 - (イ) 業務代行料（平成20年度、消費税等を含む。） 99,754,000円
 - (ウ) 事業の実施状況（平成20年度実績）
 - A 主催事業等の実施
 - (A) いきがい発見体験講座の実施（受講者数合計 800人）
 - (B) いきいき講座の実施（受講者数合計2,603人）
 - (C) イベント等の開催（エイジング祭り、リフレッシュ講座、ガ

ーデニング講座、くらしの知識講座、一日体験講座、スポーツ
開放DAY等の短期講座の実施)

(D) 人材養成の促進等 (エイジングボランティア講座の開催、エイジングサロンの実施)

B 貸室事業

貸室等利用件数合計 1,805件 (利用率 36.4%)

2 補助金等の概要

今回の監査の対象とした補助金等の概要は、表-1のとおりである。

表-1 平成20年度補助金等の概要 (単位:円)

補助金等名称	補助の対象となる事業、経費	補助金等の額
大阪市老人クラブ育成補助金	単位老人クラブの事業への補助 老人クラブが会員の教養の向上、健康の増進又は地域活動を行うために要する経費 1 講師謝礼に要する費用 2 図書購入に要する費用 3 各種資料印刷に要する費用 4 消耗品購入に要する費用 5 通信運搬に要する費用 6 船車借上に要する費用 7 器材器具等、借上に要する費用	121,497,100
	事務費の補助 老人クラブが行う事業の事業内容及び収支にかかる書類を統括する事務に要する人件費等の経費	1,057,875
	大阪市老人クラブ連合会の事業への補助 (対象事業) 本法人が統括して実施する以下の事業 1 老人スポーツ大会及びスポーツの振興に関する事業 2 老人クラブ研修会 3 老人クラブリーダー育成事業 4 その他本法人の活動の促進につながる諸事業 (対象経費) 上記の事業に必要と認められる経費のうち以下の経費 1 講師謝礼に要する費用 2 図書購入に要する費用 3 各種資料印刷に要する費用 4 消耗品購入に要する費用 5 通信運搬に要する費用 6 船車借上に要する費用 7 会場使用料、器材器具等の借上及び会場設営に要する費用	1,760,146

	区老人クラブ連合会の事業への補助 (対象事業) 区老人クラブ連合会が統括して実施する事業 1 区老人クラブ大会 2 老人クラブ研修会 3 地域住民並びに他世代との交流促進事業 4 友愛訪問活動 5 その他区老連活動の促進につながる諸事業 (対象経費) 上記の事業に必要と認められる経費のうち以下の経費 1 講師謝礼に要する費用 2 図書購入に要する費用 3 各種資料印刷に要する費用 4 消耗品購入に要する費用 5 通信運搬に要する費用 6 船車借上に要する費用 7 会場使用料、器材器具等の借上及び会場設営に要する費用	19,470,220
--	--	------------

(単位：円)

補助金等名称	補助の対象となる事業、経費	補助金等の額
大阪市指定老人いこいの家運営費助成金	指定老人いこいの家の借上費及び管理費	712,500
大阪市シルバーボランティアセンター運営事業補助金	(対象事業) 1 シルバーボランティアセンターの運営・管理 2 中高齢者のボランティア活動への参加・啓発等 3 ボランティアの登録、育成等 4 老人クラブ会員のボランティア活動についての指導 5 高齢者相互支援リーダーの育成等 6 高齢者電話訪問活動事業 7 その他シルバーボランティアセンター事業 (対象経費) 上記の事業に必要と認められる経費のうち以下の経費 1 運営にかかる職員費 2 会議に要する費用 3 出張に要する費用 4 パンフレット作成、材料、事務用品等消耗品の購入に要する費用 5 切手代、電話代等の通信運搬に要する	2,715,353

	費用 6 机、椅子等の備品の購入に要する費用 7 会場の使用に要する費用 8 光熱水費 9 報償費 10 講師謝礼に要する費用 11 図書購入に要する費用	
大阪市高齢者福祉大会分担金	大阪市高齢者福祉大会に要する経費（報償金、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び手数料）	1,903,469

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、事務処理の適正化に一層努力されたい。

1 法人の事務について

(1) 決裁について注意を要するもの

本法人の会計規則では、収入及び支出については理事長の決裁を受けることを定めているが、収入及び支出の全件について、理事長の決裁を受けていなかったため注意されたい。

(2) 現金の支払いについて注意を要するもの

事業前に現金払いを必要とする支出について、本法人の会計規則において小口現金や資金前渡の規定があるが、適正な手続を行わずに現金を本法人の職員に交付していたため注意されたい。

(3) 現金等の管理について

ア 現金等の保管について改善を要するもの

本法人の現金等について、総務部では安全性が確保されていない場所で保管し、運営部では金庫の施錠をダイヤルのみで行い、鍵による施錠を行っていなかったため改善されたい。

イ 小口現金の設定金額について改善を要するもの

総務部及び運営部の小口現金の設定金額が、使用状況と比較して多額であるため改善されたい。

ウ 切手の保管について改善を要するもの

総務部で保管している切手の枚数が、使用状況と比較して過大であるため改善されたい。

(4) 履行確認について注意を要するもの

本法人の会計規則では、物品を受け入れたときは、事務局長がこれを検収しなければならないと定めているが、収支伝票について、支出の際に必要な履行確認を行っていなかったものが多数見受けられたため注意されたい。

2 大阪市老人クラブ育成補助金について

(1) 書類の提出が遅れていたもの

ア 交付申請書について注意を要するもの

本法人の補助金交付要綱では、単位老人クラブが行う事業に対する

補助（以下「単位老人クラブ補助」という。）及び区老人クラブ連合会が統括して実施する事業に対する補助（以下「区老連補助」という。）について、原則として前年度の3月末日までに、区老人クラブ連合会（以下「区老連」という。）から本法人に交付申請を行うことを定めている。しかしながら、平成20年度の当該補助金の交付申請について、申請日が平成20年4月1日以降のものが単位老人クラブ補助について20件、区老連補助について19件、申請日の記載がないものが単位老人クラブ補助及び区老連補助について、それぞれ4件見受けられたので注意されたい。

イ 事業実績報告について注意を要するもの

本法人の補助金交付要綱では、単位老人クラブ補助及び区老連補助について、事業終了後すみやかに区老連から本法人に事業実績報告を行うことを定めている。

しかしながら、平成20年度の事業実績報告について、報告日が平成21年4月27日のものが区老連補助について2件、報告日の記載がないものが単位老人クラブ補助について2件、区老連補助について5件見受けられたので注意されたい。

(2) 単位老人クラブが行う事業に対する補助の精算について注意、改善を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

単位老人クラブ補助の精算について、単位老人クラブが事業報告書と収支決算書とともに提示する領収書を区老人福祉センターに駐在する本法人の職員が点検し、その写しを保管するとのことであるが、10区老連（注1）を抽出し、当該職員に点検方法を照会したところ、領収書の原本で点検している区が2区、領収書の写しで点検している区が7区、一部の単位老人クラブについては領収書の写しで点検している区が1区であった。

抽出した10区老連（注1）で保管する領収書の写しについて、疑義のあるものが複数見受けられたため、そのうちの6区老連（注2）を抽出し、領収書の原本を確認した。その結果、領収者名の記載がないもの、異なる単位老人クラブにおいて発行者及び領収書番号が同一の領収書を提示しているもの、平成20年度の領収書でないもの、金額欄等の内容が不鮮明で判別できないもの、領収書の原本を加工しているもの、領収書の原本を紛失しているものなど、精算について適正でない事例等が多数見受けられたので、当該補助金の精算事務について適正化を図られたい。

なお、健康福祉局においては、当該補助金の精算に領収書を添付するよう補助金交付要綱を改めるとともに、本法人に対する指導監督を徹底されたい。

（注1）北区、港区、浪速区、淀川区、東成区、生野区、鶴見区、住

之江区、平野区、西成区

(注2) 北区、港区、淀川区、生野区、鶴見区、平野区

- (3) 本法人が統括して実施する事業に対する補助金の請求について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

本法人が統括して実施する事業に対する補助（以下「大老連補助」という。）について、補助率を誤って過少に算定した金額で補助金を請求しているものが見受けられたので注意されたい。

また、健康福祉局は当該請求金額の内容について確認せずに補助金を交付していたので注意されたい。

- (4) 本法人が統括して実施する事業に対する補助及び区老人クラブ連合会が統括して実施する事業に対する補助の支出根拠書類について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

大老連補助の精算書及び区老連補助の事業実績報告書について、補助対象外経費に係る領収書又は領収日、摘要などの記載がない領収書を添付しているもの、領収書を添付していないものなどが見受けられたので、事実関係を確認のうえ所要の措置を講じられたい。

- 3 大阪市指定老人いこいの家運営費助成金について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

大阪市指定老人いこいの家運営費助成金交付要綱では、本法人の理事長は助成事業完了後すみやかに事業の精算を行い、所要経費を明らかにした書類及び支出を確認できる領収書等の写しを添付し、事業実績報告書を市長に提出しなければならないと定めている。

しかしながら、本法人が本市に提出した全48件の事業実績報告書について、領収書等の写しを添付していなかったため、事実関係を確認のうえ所要の措置を講じられたい。

- 4 大阪市シルバーボランティアセンター運営事業補助金の補助率について見直しを要するもの

【健康福祉局に対して】

大阪市シルバーボランティアセンター運営事業補助金（以下「シルバーボランティア補助金」という。）交付要綱では、補助金額は寄付金その他収入を差し引いた補助対象経費の合計額と定めている。

本市の「補助金等のあり方に関するガイドライン」では、本市が独自に行っている任意の補助事業については、補助率は原則として補助対象経費の2分の1を上限とし見直しを図っていくとしていることから、補助率について見直しを行われたい。

- 5 補助金交付事務について

- (1) 補助金の交付額の算定における端数処理について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

老人クラブ育成補助金交付要綱では、事務費補助の補助金交付額は補助対象経費の2分の1について百円未満を切捨てた額を上限とすると定めており、大老連補助及び区老連補助については補助対象経費の4分の3について百円未満を切捨てた額を上限とすると定めている。しかしながら、それぞれの交付額について、いずれも百円未満の端数を切捨てていなかったもので注意されたい。

また、シルバーボランティア補助金交付要綱では、補助対象経費の合計額について千円未満の端数は切捨てると定めているが、千円未満の端数を切捨てていなかったもので注意されたい。

(2) 補助金の交付決定が遅れているもの

【健康福祉局に対して】

老人クラブ育成補助金交付要綱及びシルバーボランティア補助金交付要綱では、補助金の交付申請に係る交付決定等に要すべき標準的な期間は30日とすると定めている。しかしながら、老人クラブ育成補助金について、申請日が平成20年3月31日で、交付決定日は同年5月30日、シルバーボランティア補助金について、申請日が平成20年3月21日で、交付決定日は同年6月4日であった。いずれも交付の決定に60日以上要しているもので注意されたい。

6 大阪市高齢者福祉大会分担金について

(1) 分担金額等について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

本市の「分担金の支出手続等に関する指針」では、分担金の金額や割合について、協定書・契約書において明確に規定し、他の分担者及び支出先の団体等との間で予め取り決めるとしている。しかしながら、本市と本法人との間で、大阪市高齢者福祉大会分担金についての協定書等がなく分担金額等を定めていなかったもので注意されたい。

(2) 領収書について注意を要するもの

大阪市高齢者福祉大会の領収書について、宛名、摘要等の記載がないものが見受けられたので注意されたい。

7 大阪市立いきいきエイジングセンターの指定管理業務について

(1) 基本協定書について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

本法人が指定管理者として行う大阪市立いきいきエイジングセンター（以下「エイジングセンター」という。）の管理運営業務のうち、講座事業に要する経費については、指定管理者を公募する際の募集要項に、受講者から徴収する受講料等により運営する旨が記載されていたが、大阪市立いきいきエイジングセンター管理業務基本協定書（以下「基本協定書」という。）ではその旨を定めていなかったもので注意されたい。

(2) 事業計画の変更について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

基本協定書では、事業計画変更がある場合は、本法人が速やかに本市に事業計画書を提出すると定めている。しかしながら、平成17年度に本市が指定管理者として本法人を指定する際に、本法人が提出した平成20年度事業計画書と当該年度に実施した事業内容とで、講座の内容等が一部変更になっていたがそれについての事業計画書を提出していなかったため注意されたい。

(3) 「リスク分担表」について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

基本協定書では、エイジングセンターの修繕については、「リスク分担表」によるものとする定めているが、本市と本法人との間では「リスク分担表」を定めていなかったため注意されたい。

(4) 調整会議について注意を要するもの

【健康福祉局に対して】

平成18年12月に定められた本市の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」では、モニタリングの一例として、各施設の所管部署と指定管理者との間で、施設の管理運営上の問題点、課題等の解決を図る場として、調整会議を設置するとしており、平成21年3月に改訂された同ガイドラインでは、所管局は、指定管理者との間で管理運営上の問題点、課題等の解決を図る場として調整会議を開催するものとするとしている。しかしながら、健康福祉局はエイジングセンターについて調整会議を開催していなかったため注意されたい。

(5) 運営規定について注意を要するもの

【健康福祉局に対して】

いきいきエイジングセンター条例施行規則（以下「エイジングセンター規則」という。）では、規則の施行について必要な事項は健康福祉局長が定めると規定しているが、運営上の必要な事項を定める「エイジングセンター運営規定」の決定に係る決裁がなかったため注意されたい。

(6) 使用許可について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

本法人はエイジングセンターにおいてエイジングセンター規則に定めていない「第3研修室」の使用許可を行い、使用料の徴収及び納付をしていたため注意されたい。

(7) 精算について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

平成20年度の年度協定書では、エイジングセンターの業務代行料を概算払により支出すると定めている。また、本市の会計規則では、概算払を受けた者は、概算払に係る精算書を作成して局長等に提出し、局長等は精算書の提出を受けたときは、その内容を精査し、当該精算に

より剰余が生じていると認める場合は、剰余金を戻入させると定めている。

本法人が提出した精算報告では収入金額と支出金額に差がなかったが、精算報告に添付している収支報告書の支出項目には次年度繰越金が含まれていたので注意されたい。

8 行政財産目的外使用許可について注意を要するもの

【本法人及び健康福祉局に対して】

エイジングセンターの事務所の一部について、本法人は本市から行政財産目的外使用許可を受けて法人事務の事務所として使用しているが、使用許可書で示された位置等と実際に使用していた位置等が異なっていたので注意されたい。

(意見)

【本法人及び健康福祉局に対して】

本法人は、エイジングセンターが平成15年4月に開所して以来、業務委託の受託法人として、また、平成18年4月からは指定管理者として管理運営してきた。主催事業をはじめ貸室事業を行ってきたが、貸室の平成20年度分の利用率は36.4%と低迷している。特に、いきいきプールについては、開所以来一度も貸室事業として利用されていなかった。さらに、調理実習室の利用率が16.5%であり他の貸室についても利用率が低迷している。

基本協定書では、業務実施状況等を確認することを目的として、随時施設に立ち入ることができると定めているが、健康福祉局は業務実施状況の確認を行っていないことから、このような状況を把握しておらず、指導も行っていなかった。エイジングセンターを所管する健康福祉局は、指定管理者による業務について確認を行うなど適切な管理運営に努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部企業会計監査担当)

大阪市監査委員告示第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成21年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史
同 金 子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成21年度公の施設の指定管理者監査結果報告の公表

(株式会社 公益社)

第 1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年10月5日から同年10月19日まで

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 株式会社公益社
- (2) 施設 大阪市立葬祭場（やすらぎ天空館）
- (3) 施設所管局 環境局

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公の施設の指定管理者である株式会社公益社を対象とし、施設の管理運営に係る出納その他の事務並びに施設の所管局である環境局における関連事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。
- ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。
- エ リスクの負担は適切になされているか。
- オ 施設所管局における指定管理者に係る事務は、適切になされているか。
- カ 管理運営状況を把握し、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

- ア 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適正になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。
- イ 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。
- ウ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。
- エ 施設所管局が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。
- オ 施設所管局が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング、評価を行っているかについて確認した。

第2 団体及び施設の概要

株式会社公益社は、公募により、環境局所管の大阪市立葬祭場の指定管理

者に選定され、平成18年度以降、指定管理業務を行っている。

団体及び施設の概要は表－1のとおりである。大阪市立葬祭場の収支状況推移は表－2のとおりである。また、利用件数及び稼働率推移は表－3のとおりである。

なお、表－2については、指定管理者から提出された事業報告書記載のものを転載している。

表－1 団体及び施設の概要

団体の概要	株式会社公益社
	1 設立年月日 平成16年10月1日
	2 資本金 1億円（本市出資0円）
	3 役員数及び従業員数（平成22年1月1日現在） 役員 11名 監査役 4名（うち2名は社外監査役） 従業員 433人
4 主な事業	・葬祭事業 ・一般貨物（霊柩）自動車運送事業 ・一般乗用旅客自動車運送事業
施設名	大阪市立葬祭場（やすらぎ天空館）
設置目的	本市で初めての葬儀・葬祭専門施設で、社葬や個人葬、さらに通夜や偲ぶ会などに至るまで、故人にふさわしいセレモニーを執り行う。
所在地	阿倍野区阿倍野筋4-19-115
利用区分等	大式場 ・面積 495㎡ ・利用料金 350,000円（1日）、525,000円（1日半） 中式場 ・面積 240㎡ ・利用料金 175,000円（1日） 多目的室1、2 ・面積 60㎡ ・利用料金 6,000円（1日）、3,000円（半日） 駐車場 ・面積 10,099.2㎡（最大収用台数72台） ・利用料金 400円（1時間）
稼働率	57.50%
利用件数	大式場 ・1日 33件 ・半日 32件 中式場 ・1日 212.5件 ・半日 0件 多目的室1

	・1日 33件 ・半日 83件 多目的室2 ・1日 64件 ・半日 258件
指定期間	平成21年4月1日から平成24年3月31日まで (平成18年4月1日から平成21年3月31日までも公益社が指定管理者)
選定方法	公募
利用料金	本葬祭場に係る利用料金は公益社の収入となり、本市からの業務代行料は支払われず、年度ごとの管理業務に係る納付金を本市に納入している。なお、平成20年度の本市への納付金は9,590,649円である。
開設年月日	平成14年1月5日

- (注) 1 稼働率＝当該年度使用料収入÷当該年度最大稼働時使用料収入×100
- 2 稼働率及び利用件数は平成20年度実績を示す。
- 3 本市への納付金は、年度当初の納付基準額から管理費等の収支差を加減させて確定する。

表－2 大阪市立葬祭場の収支状況

(単位：円)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
収入	58,482,400	57,378,013	65,202,436	59,967,415
式場使用料	51,187,500	49,421,018	57,166,743	51,750,061
多目的室1 (ギャラリー使用料)	744,000	587,115	411,411	424,268
多目的室2 (会葬者控室使用料)	460,500	324,271	625,688	551,407
駐車場使用料	6,090,400	6,941,522	6,671,431	6,921,148
自動販売機等	0	104,087	327,163	320,531
支出	67,521,695	49,554,584	49,294,842	51,773,461
人件費	21,826,775	8,383,235	7,841,287	10,234,473
事務費	912,555	705,385	483,547	559,757
管理費	44,581,699	37,672,912	38,390,290	38,442,312
租税公課	70,200	2,082,600	2,086,318	2,091,500
その他	130,466	710,452	493,400	445,419
収支差	△ 9,039,295	7,823,429	15,907,594	8,193,954
大阪市への納付金	-	6,350,772	9,332,404	9,590,649

- (注) 1 指定管理者の収支は税抜きで表示している。
- 2 平成18年度から指定管理者制度が導入されている。

表－3 利用件数及び稼働率

(単位：件)

	大式場		中式場		多目的室1 (ギャラリー)		多目的室2 (会葬者控室)		稼働率 (%)
	1日	半日	1日	半日	1日	半日	1日	半日	
平成17年度	30	29	203	1	27	193	127	55	54.27
平成18年度	30	29	206	1	28	85	57	245	54.91
平成19年度	29	29	257	0	28	88	56	327	63.52
平成20年度	33	32	212.5	0	33	83	64	258	57.50

(注) 1 稼働率＝当該年度使用料収入÷当該年度最大稼働時使用料収入
×100

2 平成18年度から指定管理者制度が導入されている。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 指定管理者における出納事務について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管局に対して】

基本協定書によれば、指定管理者は葬祭場の管理に要した経費等の収支状況を事業報告書の内容として提出しなければならないとされているが、局に提出された決算総括表の支出合計は、集計誤りにより指定管理者の決算額と一致していなかった。当該集計誤りが市への納付金の算定に直接影響しないものの、指定管理者は適正な報告書を作成するよう出納事務について改善されたい。また、局はコスト削減結果等を検証する必要があることから指導、監督に努められたい。

2 納付金の算定方法について改善を要するもの

【施設所管局に対して】

基本協定書及び年度協定書によれば、指定管理者は会計年度ごとに、管理業務に係る納付金を市に納付するものとされており、納付金については、年度末に事業所税や共同管理業務に要する経費などの額が確定してから、局が算定のうえ納入通知書により請求している。平成20年度の納付金について、局が誤って共同管理業務である機械警備業務委託費を二重計上したことにより、本来の納付金額より397,200円少なく納入されていたので、算定方法について改善されたい。

3 行政財産目的外使用料等について改善を要するもの

【施設所管局に対して】

財産規則によれば、行政財産の目的外使用料を前納したときは、保証金の納付や確実な担保の提供を免除することができるとされており、この前納の時期については、1年間の使用を許可する場合、年度当初に徴収されるべきものであると解されている。しかしながら、局では、自動販売機設

置使用料について、保証金を免除として平成21年4月1日より指定管理者に使用許可しながら、6か月を経過しても収入調定がなされていなかったもので、年度当初に速やかに徴収するよう改善されたい。

4 経理関係帳票等の保存について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管局に対して】

総務局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者は公文書管理条例の規定に基づき、施設の管理運営に関する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。所管局は、指定管理者が上記の措置を講じるよう必要な指導等の実施に努めるものとされている。しかしながら、基本協定書等においては経理関係帳票等の保存期間が定められていなかったため、保存すべき帳票等の範囲、保存年限などについて基本協定書等で定めるなど改善されたい。

5 備品管理について注意を要するもの

【施設所管局に対して】

会計規則によれば、備品については、備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。しかしながら、施設内における備品を抽出確認したところ、使用貸借契約に基づく備品リストは作成されているものの、備品整理票の貼付がないため、本市の備品と指定管理者側で購入されたものとの判別ができない状況となっている。本市の備品について把握したうえで、備品整理票を貼付するなど備品管理について注意されたい。

6 再委託について改善を要するもの

【施設所管局に対して】

再委託業務については、局は、基本協定書等における業務遂行、個人情報保護等の条項が再委託先でも履行されるかどうか確認するために、相手方の選定方法や業務委託の仕様、再委託先の監督方法等を把握する必要がある。しかしながら、事務派遣業務と夜間警備業務については、前記条項が再委託先でも履行されるかどうか確認することなく、再委託を承諾していたため、局は再委託先も含めた指定管理業務全体の管理体制等を把握した上で再委託を承諾する等改善されたい。

(意見)

1 施設所管局のモニタリング、評価について

【施設所管局に対して】

平成18年度の公募時に指定管理者が提出した事業計画書によれば、「地震、火災等の緊急事態に対応するための手順、訓練とテスト方法を明記した『防災対応マニュアル』を策定」とともに、「葬祭場の品格を向上させるための『やすらぎ天空館管理運営マニュアル』の立案」をされているが作成されておらず、局もそのことを把握していなかった。

また、局は毎月施設において業務内容の点検等を実施しているが、平成

20年度まではその点検実施内容等を記録していなかった。平成21年度からは、指定管理業務点検表を作成したものの「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」の指定管理施設点検シートに比べて項目数も少なく極めて簡略な内容となっていた。

局は、施設の適正な管理運営を確保する責任を有しているので、指定管理者に施設専用のマニュアルを作成させ、それに基づく業務が適切に行われているか、より詳細な点検シート等によりモニタリング、評価をするよう検討されたい。

2 事業報告書について

【指定管理者及び施設所管局に対して】

基本協定書によれば、指定管理者は管理業務に関し事業報告書を提出しなければならないとされているが、平成19年度及び20年度の事業報告書における記載内容は葬祭場の利用状況、各式場の年間合計件数、収支状況について全体的に簡略なものとなっていた。事業報告書は次回の公募の際の重要な情報となることから、また市民に対する情報開示の観点からも、より充実した内容となるよう検討されたい。

3 葬祭場利用件数の向上について

【指定管理者及び施設所管局に対して】

本葬祭場の利用件数について、平成20年度は前年度より低下しているが、局によれば、本市の総火葬件数が減少したことや家族葬志向が強まっていることが主な要因とのことであった。しかしながら、本市の総火葬件数は微減にもかかわらず、本葬祭場の利用件数は大きく減少している。

指定管理者は、本葬祭場が家族葬にも柔軟に対応できることを宣伝しているが、今後とも効果的な広告宣伝方法等を検討するなど、利用件数を向上させ、施設の効用を最大限に発揮させるよう努められたい。

(監査・人事制度事務総括局監査部特別監査担当)

大阪市監査委員告示第25号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項及び第7項の規定による平成21年度公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成22年5月21日

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史
同 金 子 光 良
同 高 橋 敏 朗
同 高 瀬 桂 子

平成21年度公の施設の指定管理者監査結果報告の公表

財団法人 福島区コミュニティ協会
財団法人 港区コミュニティ協会
財団法人 東成区コミュニティ協会
ほか21区コミュニティ協会

第1 監査の概要

1 監査の期間

平成21年12月3日から同年12月18日まで

2 監査の対象

- (1) 指定管理者 財団法人福島区コミュニティ協会（以下「福島区コミュニティ協会」という。）、財団法人港区コミュニティ協会（以下「港区コミュニティ協会」という。）、財団法人東成区コミュニティ協会（以下「東成区コミュニティ協会」という。）ほか21区コミュニティ協会
- (2) 施設 福島区民センター、港区民センター、港近隣センター、東成会館、玉津会館 ほか26区役所附設会館（以下「区民センター等」という。）
- (3) 施設所管区 福島区、港区、東成区 ほか21区

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、公の施設の指定管理者である各区コミュニティ協会を対象とし、各施設の管理運営に係る出納その他の事務並びに各施設の所管区における関連事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的に行われているかという観点から、主として平成20年度分について、次の着眼点及び方法により監査を実施した。

(1) 監査の主な着眼点

- ア 関係法令、協定、仕様書等に基づき、適正に施設の管理業務がなされているか。
- イ 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がなされているか。
- ウ 個人情報保護等の情報管理体制、事故等に対する安全管理体制に遺漏はないか。
- エ リスクの負担は適切になされているか。
- オ 施設所管区における指定管理者に係る事務は、適切になされているか。
- カ 管理運営状況を把握し、評価は適切になされているか。

(2) 監査の実施方法

各区コミュニティ協会及び各区から、次の項目について関係資料の提出を求め、調査を行った。

- ア 出納事務について、決算書の流動資産に係る現金預金の残高が、現金出納帳や預金通帳及び残高証明書の写しと照合し、それらと一致しているかについて確認した。

イ 出納事務について、業務代行料に係る精算額が適正に算定されているかについて、収支計算書、総勘定元帳の写しと照合し、確認した。

ウ 契約事務について、再委託承諾書の写し、再委託業務のうち清掃業務及び警備業務に係る再委託契約書の写しの提出を求め、再委託の手続が適切になされているかについて確認した。

エ 文書管理事務について、保存文書の範囲、保存年限などが適切に定められているかについて確認した。

オ 基本協定書において施設の管理に伴う危険負担が適切に定められているかについて確認した。

カ モニタリングについて、その方法が適切に定められ、かつ、実施した結果が記録されているかについて確認した。

また、各区コミュニティ協会の中から、福島区コミュニティ協会、港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会の3区コミュニティ協会並びに施設所管区である福島区、港区、東成区を選定し、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により実施した。重点的に調査を行った項目は、次のとおりである。

キ 施設の管理が関係法令、協定、仕様書に基づき、適正になされているか、指定管理者制度導入の効果等について確認した。

ク 情報管理、安全管理について、その体制及び体制の運営が適切になされているかについて確認した。

ケ 協定内容の不履行等の危険負担が適切になされているかについて確認した。

コ 施設所管区が指定管理者に対して適時かつ的確に報告を求め、適切な指導を行っているかについて確認した。

サ 施設所管区が、指定管理者の収支、運営状況等を十分に把握したうえで指導的役割を果たし、適切にモニタリング・評価を行っているかについて確認した。

第2 団体及び施設の概要

1 各区コミュニティ協会

各区コミュニティ協会は、公募により区民センター等の指定管理者に選定され、区におけるコミュニティづくり推進の中心団体として位置付けられ、区民センター等の施設の運営管理を始め、区におけるコミュニティ事業実施団体としての役割を担っている。

各区の指定管理者等の状況は表-1のとおりである。

2 福島区コミュニティ協会、港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会

福島区コミュニティ協会、港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会は、公募により、それぞれ福島区所管の福島区民センター、港区所管

の港区民センター及び港近隣センター、東成区所管の東成会館及び玉津会館の指定管理者に選定された。

団体及び施設の概要は表－２のとおりである。当該事業に係る平成20年度の指定管理者の収支状況は、表－３のとおりである。大阪市の収支状況推移は表－４のとおりである。また、利用人数、稼働率推移は表－５のとおりである。

なお、表－３については、指定管理者から提出された事業報告書記載のものを転載している。

表－１ 各区の指定管理者等の状況

施設所管区	施設名	指定管理者	稼働率 (%)	業務代行料 (円)
北区役所	北区民センター	(財)北区 コミュニティ協会	74.6	96,681,000
	大淀コミュニティセンター		58.1	
都島区役所	都島区民センター	(財)都島区 コミュニティ協会	71.6	45,032,704
福島区役所	福島区民センター	(財)福島区 コミュニティ協会	61.9	46,461,000
此花区役所	此花区民ホール	(財)此花区 コミュニティ協会	55.2	37,881,000
中央区役所	中央区民センター	(財)中央区 コミュニティ協会	65.6	86,549,000
	中央会館		57.3	
西区役所	西区民センター	(財)西区 コミュニティ協会	67.0	47,391,000
港区役所	港区民センター	(財)港区 コミュニティ協会	62.2	68,830,769
	港近隣センター		43.1	
大正区役所	大正会館	(財)大正区 コミュニティ協会	57.5	40,171,000
天王寺区役所	天王寺区民センター	(財)天王寺区 コミュニティ協会	68.9	49,491,000
浪速区役所	浪速区民センター	(財)浪速区 コミュニティ協会	48.8	47,212,000
西淀川区役所	西淀川区民ホール	(財)西淀川区 コミュニティ協会	54.5	67,305,762
	西淀川区民会館		55.4	
淀川区役所	淀川区民センター	(財)淀川区 コミュニティ協会	62.2	46,388,000
東淀川区役所	東淀川区民会館	(財)東淀川区 コミュニティ協会	62.6	36,167,438
東成区役所	東成会館	(財)東成区 コミュニティ協会	61.1	63,690,000
	玉津会館		53.6	
生野区役所	生野区民センター	(財)生野区 コミュニティ協会	51.1	45,727,000
旭区役所	旭区民センター	(財)旭区 コミュニティ協会	41.7	67,221,303

城東区役所	城東区民ホール	(財)城東区 コミュニティ協会	65.0	66,900,699
	城東会館		62.4	
鶴見区役所	鶴見区民センター	(財)鶴見区 コミュニティ協会	61.1	65,937,091
阿倍野区役所	阿倍野区民センター	(財)阿倍野区 コミュニティ協会	50.1	67,488,392
住之江区役所	住之江会館	(財)住之江区 コミュニティ協会	57.9	33,447,307
住吉区役所	住吉区民センター	(財)住吉区 コミュニティ協会	52.9	55,775,025
東住吉区役所	東住吉会館	(財)東住吉区 コミュニティ協会	53.8	34,154,043
平野区役所	平野区民センター	(財)平野区 コミュニティ協会	57.3	87,795,200
	平野区民ホール		50.6	
西成区役所	西成区民センター	(財)西成区 コミュニティ協会	68.9	48,396,147

(注) 1 稼働率及び業務代行料は平成20年度実績を示す。

2 稼働率＝室の利用回数÷(室数×開館日数×3)×100

3 指定期間については、東成会館及び玉津会館が平成20年4月1日から平成22年3月31日までである以外は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までである。

表－2 団体及び施設の概要

団体の概要	財団法人 福島区コミュニティ協会	財団法人 港区コミュニティ協会	財団法人 東成区コミュニティ協会		
	1 設立年月日	昭和62年2月12日	昭和56年6月30日	昭和51年1月5日	
2 基本財産	6,000,000円	2,000,000円	10,000,000円		
3 役員数	26名	24名	22名		
4 従業員数	7名	10名	10名		
5 主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティに関する調査研究及び普及啓発 ・コミュニティ施設の管理運営及び整備 ・区民の文化の振興と福祉の向上に関する事業 				
設置目的	コミュニティ活動及びコミュニティ施設の運営を通して心のふれ合う連帯感のあるまちづくりを推進し、区民の文化の振興及び福祉の向上並びに地域社会の発展に寄与することを目的とする。				
施設名	福島区民センター	港区民センター	港隣センター	東成会館	玉津会館
所在地	福島区吉野3-17-23	港区弁天2-1-5	港区八幡屋1-4-20	東成区大今里西3-6-6	東成区玉津1-4-20
内 容 (主なもの)	・ホール ・会議室等(8)	・ホール ・会議室(8)	・講堂 ・会議室(5)	・会議室等(4)	・講堂 ・会議室等(9)

利用時間	・午前9時30分～午後0時30分まで ・午後1時～5時まで ・午後5時30分～9時30分まで ・午前9時30分～午後5時 ・午後1時～9時30分まで ・午前9時30分～午後9時30分まで				
休館日	・月曜日（月曜日が休日のときは開館し、火・水休館） ・休日の翌日 （休日の翌日が日曜のときは開館し、月・火休館 但し、5月3～5日は開館） ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）				
開館日数	297日				
稼働率	61.9%	62.2%	43.1%	61.1%	53.6%
利用者数	207,443人	239,265人	71,701人	41,804人	105,395人
指定期間	平成20年4月1日から平成24年3月31日まで			平成20年4月1日から 平成22年3月31日まで	
	(平成18年4月1日から平成20年3月31日まで区コミュニティ協会が指定管理者)				
選定方法	公 募				
業務代行料	46,461,000円	68,830,769円		63,690,000円	
開設年月	昭和62年3月	昭和56年11月	昭和50年5月	昭和51年4月	昭和40年4月

(注) 1 役員数、従業員数は、平成22年1月1日現在のものである。

2 開館日数、稼働率、利用者数及び業務代行料は平成20年度実績を示す。

表-3 平成20年度の指定管理者の収支状況

(単位：円)

項 目	福島区コミュニティ協会	港区コミュニティ協会	東成区コミュニティ協会	合 計
収入	47,761,000	68,830,769	64,690,000	181,281,769
業務代行料	47,761,000	68,830,769	64,690,000	181,281,769
支出	46,461,000	68,830,769	63,690,000	178,981,769
人件費	32,495,000	52,192,000	51,192,000	135,879,000
光熱水費	7,561,157	6,724,013	3,426,301	17,711,471
事務費	946,659	2,840,153	1,556,948	5,343,760
施設管理費	2,239,184	4,475,403	4,614,751	11,329,338
コミュニティ事業費	3,219,000	2,599,200	2,900,000	8,718,200
収支差	1,300,000	0	1,000,000	2,300,000

(注) 1 指定管理者の収支は税込みで表示している。

2 福島区コミュニティ協会及び東成区コミュニティ協会の収支差については、市へ戻入されている。

表－4 大阪市の収支状況推移

(単位：円)

項目		福島区民センター	港区民センター	港近隣センター	東成会館	玉津会館
平成17年度	業務委託料支出	55,280,026	66,570,850		33,081,850	-
	使用料収入	6,208,860	5,474,030	1,426,590	3,208,070	-
	収支差	△ 49,071,166	△ 59,670,230		△ 29,873,780	-
平成18年度	業務代行料支出	49,769,000	71,415,000		65,499,000	
	使用料収入	6,003,730	6,881,220	1,411,190	2,517,420	5,162,480
	収支差	△ 43,765,270	△ 63,122,590		△ 57,819,100	
平成19年度	業務代行料支出	47,984,859	70,708,345		65,606,636	
	使用料収入	4,669,090	8,406,550	1,760,890	2,443,560	5,430,860
	収支差	△ 43,315,769	△ 60,540,905		△ 57,732,216	
平成20年度	業務代行料支出	46,461,000	68,830,769		63,690,000	
	使用料収入	6,842,610	8,223,540	1,952,060	2,862,230	5,879,300
	収支差	△ 39,618,390	△ 58,655,169		△ 54,948,470	

(注) 1 平成17年度の玉津会館は市の直営である。

2 平成18年度から指定管理者制度が導入されている。

表－5 利用人数及び稼働率推移

(単位：人)

項目		福島区民センター	港区民センター	港近隣センター	東成会館	玉津会館
平成17年度	利用人数	185,296	164,521	31,376	43,862	47,630
	稼働率	56.0%	49.2%	31.7%	44.7%	42.1%
平成18年度	利用人数	193,916	253,963	29,959	47,527	83,733
	稼働率	57.0%	44.4%	23.3%	55.8%	38.1%
平成19年度	利用人数	157,736	303,174	51,535	52,971	94,376
	稼働率	59.9%	55.0%	39.5%	60.4%	48.7%
平成20年度	利用人数	207,443	239,265	71,701	41,804	105,395
	稼働率	61.9%	62.2%	43.1%	61.1%	53.6%

(注) 平成18年度から指定管理者制度が導入されている。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

I 各区コミュニティ協会に関する事項

- 1 業務代行料の精算内容について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

指定管理者における人件費については、指定管理者から特定非営利活動法人大阪市コミュニティ協会へ給与手当負担金として概算で支出され、翌年度に精算後の差額が返還されていた。精算書が区に提出される時点では、人件費が精算されず当初の概算支出額を報告したものとなっていたので、適正に精算されるよう改善されたい。

(各区コミュニティ協会、各区)

2 再委託について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

基本協定書によれば、指定管理者が指定管理業務の一部を他に委託する場合は、書面により市の承認を得なければならないとされているが、福島区、東淀川区、東成区、鶴見区、住吉区の各区コミュニティ協会においては、市の承認を得ることなく再委託を行っていた。

また、東成区コミュニティ協会においては、玉津会館の清掃業務について契約書を作成することなく再委託を行っていた。

再委託については、契約書を作成するとともに、事前に承認の手続を行ったうえで、再委託契約を行うよう改善されたい。

(福島区コミュニティ協会、東淀川区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、鶴見区コミュニティ協会、住吉区コミュニティ協会、福島区、東淀川区、東成区、鶴見区、住吉区)

3 経理関係帳票等の保存について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

総務局作成の「指定管理者制度の導入及び運用に係るガイドライン」によれば、指定管理者は公文書管理条例の規定に基づき、施設の管理運営に関する文書を適正に管理するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。所管局は、指定管理者が上記の措置を講じるよう必要な指導等の実施に努めるものされている。しかしながら、各区コミュニティ協会及び各区においては、基本協定書等において経理関係帳票等の保存期間が定められていなかったため、保存すべき帳票等の範囲、保存年限などについて基本協定書等で定めるなど改善されたい。

(各区コミュニティ協会、各区)

(意見)

モニタリング、評価について

【施設所管区に対して】

基本協定書によれば、施設所管区は、必要に応じて、指定管理者の管理運営業務の実績の確認及び評価を行うためのモニタリングを実施することができ、モニタリング方法については、両者が協議して定めるものとされている。

施設所管区に、指定管理者による自己点検結果及び施設所管区によるモニタリング結果の提出を求めたところ、浪速区、東淀川区、鶴見区、東住

吉区においては、指定管理者から自己点検結果の報告を受けていなかった。また、上記4区に加え、北区、福島区、此花区、淀川区、東成区、平野区、西成区においては、施設の管理状況等の現地調査を行っていたとのことであるが、モニタリングの結果を記録したものがなかった。

施設所管区は、指定管理者による自己点検結果の報告を受け、事業計画書や仕様書に沿って指定管理業務が適正に遂行されているかどうかについて、自ら点検、評価を行い、その結果を記録するよう検討されたい。

(北区、福島区、此花区、浪速区、淀川区、東淀川区、東成区、鶴見区、東住吉区、平野区、西成区)

Ⅱ 福島区コミュニティ協会、港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会に関する事項

1 使用料徴収及び現金管理について

(1) 徴収及び収納事務について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

使用料徴収事務委託契約書によれば、指定管理者は会館使用料を徴収した時は、翌日（休日の時はその翌日）に払い込まなければならないとされているが、区民センター等の休館日については規定がなく、休館日の前日に徴収された会館使用料については徴収した日の翌日に払い込まれていなかった。また、福島区民センター及び東成会館においては、休館日と関係なく翌日に払い込まれていないものも見受けられた。福島区コミュニティ協会においては、調定決議前に納付されていたものが見受けられた。

契約書に基づいた徴収及び収納事務が行われるよう改善されたい。

(3区コミュニティ協会、3区)

(2) 現金管理について注意を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

港区民センター及び港近隣センターにおいては、執務時間中に金庫の施錠がなされておらず、また、港近隣センター及び玉津会館においては、執務時間中の事務室内における手提げ金庫の保管について安全対策が十分ではなかった。

現金事故を防止するためにも現金等の保管については、厳正な管理を徹底されるよう注意されたい。

(港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、港区、東成区)

2 指定管理者の出納事務について

(1) 出納関係帳票について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

福島区コミュニティ協会においては、指定管理業務の一部である各種講習会事業の受講料収入について、月1回程度の頻度で銀行へ入金しているが、講習会の受講料の領収書の控えと現金を照合したところ、

領収書の発行漏れ等により現金と一致せず、各受講料の正確な入金額も把握できていなかった。入金明細書を作成するとともに受講料収入については速やかに入金する等出納事務を改善されたい。

また、福島区コミュニティ協会及び東成区コミュニティ協会においては、コミュニティ育成事業に関する精算書の中で、業務代行料が充当されている事業経費に係る領収書について、日付、宛名、摘要等の記載漏れ等の不備が見受けられたので改善されたい。

(福島区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、福島区、東成区)

(2) 業務代行料の充当について注意を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

港区コミュニティ協会及び東成区コミュニティ協会においては、市から委託されている他事業の経費や、指定管理業務に直接関係のない経費に業務代行料を充当していたケースが見受けられたので注意されたい。

(港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、港区、東成区)

3 仕様書及び積算について

(1) コミュニティ育成事業の仕様書及び積算について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

基本協定書によれば、指定管理者が行う業務の詳細については、年度協定、仕様書等で定めるものとされている。しかしながら、各種講習会、文化のつどい、区民まつりなどのコミュニティ育成事業については、市からの業務代行料に加え、協賛金、参加費等の収入を充当して実施されていたが、年度協定書の仕様書には、事業概要等が簡略に記載されているのみで、事業規模などの業務内容が詳細ではなく、総事業費や業務代行料の内訳も記載されていなかった。

基本協定書に基づき、仕様書については具体的な業務内容を記載するとともに、積算についても仕様書に基づき詳細なものとするよう改善されたい。

(3区コミュニティ協会、3区)

(2) スケジュール予約精算システム経費の積算について改善を要するもの

【施設所管区に対して】

指定管理業務に使用するスケジュール予約精算システムリース料は、公募時には市が負担するので業務代行料の積算から除くこととされていたが、平成20年度の年度協定書締結時に業務代行料に含める取扱いに変更された。本来、業務代行料がその分増額されるべきところ、福島区、港区においてはそのまま据置かれ、東成区においては一部しか増額されない取扱いとなっていたので、業務代行料については、十分検討のうえ積算されるよう改善されたい。

(3区)

(3) 修繕費の積算等について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

小規模修繕費について、福島区コミュニティ協会においては、事業計画時に業務代行料に積算されていたが、精算時には指定管理者側で負担されていた。また、港区コミュニティ協会においては、事業計画時に積算されずに業務代行料にて精算されていた。

修繕費の積算、精算を適切に行うよう改善されたい。

(福島区コミュニティ協会、港区コミュニティ協会、福島区、港区)

4 業務委託契約の履行確認について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

契約管財局作成の「業務委託契約事務ガイドライン」によれば、日々の履行状況について厳正に履行確認する必要があるとされているが、清掃業務について、再委託業者より提出されている業務報告書では、年度協定書の仕様書どおりに日々の履行がなされているかどうか確認できないものとなっていた。

業務の適正な履行が確認できる業務報告書を提出させるよう改善されたい。

(3区コミュニティ協会、3区)

5 業務代行料の支払い等について注意を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

平成20年度の福島区民センターに係る管理運営業務代行料については、指定管理者側から提出された収支計画書の金額47,761,000円で年度協定書を締結すべきところ、誤って当初予算額の48,034,622円で締結していた。平成20年9月に会計室が実施した会計事務調査の指摘により年度協定書の金額を修正したものの、支払い時にチェックが不十分であったので、当初予算額で支払われていた。

業務代行料については年度末に正しく精算されたものの、決裁過程におけるチェックが不十分であったので、協定書締結や支払事務等については厳正に行うよう注意されたい。

(福島区コミュニティ協会、福島区)

6 財産(備品)管理について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

会計規則によれば、備品については台帳を備えその出納を記録し、備品に備品整理票を貼付するなどして管理しなければならないとされている。しかしながら、台帳に記載されている備品が存在しなかったり、備品整理票の貼付等がない備品や、市と指定管理者のどちらの所有か不明な備品が多数見受けられた。

備品の管理については、同規則に基づき、適正な管理を徹底するよう改善されたい。

(3区コミュニティ協会、3区)

7 目的外使用許可について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

基本協定書によれば、市は指定管理者の申請に基づき、施設の目的外使用を許可することができるかとされているが、港区民センターにおいては、目的外使用許可を得ることなくコインロッカー1台を使用していたので、適正な手続を行うよう改善されたい。

(港区コミュニティ協会、港区)

8 減免について改善を要するもの

【施設所管区に対して】

区民センター等に係る使用料減免規程には、減免できる場合が定められているが、福島区においては、減免できる団体を限定的に列挙しているものの列挙されていない団体について減免を行っており、港区においては、対象団体の規定が不明確であり、他の2区では減免対象には該当しない団体について減免を行っていたものが見受けられた。

減免基準は可能な限り明確にすべきであることから、減免規定を見直すなど適正な運用を行うよう改善されたい。

(福島区、港区)

9 事業報告書及び精算書について改善を要するもの

【指定管理者及び施設所管区に対して】

基本協定書によれば、業務の実施状況や会館の実施した事業の内容及び実績等を記載した事業報告書を提出しなければならないとされているが、東成区に提出された事業報告書には、年度協定書の仕様書に定められた事業の一部が、実施されているにもかかわらず記載されていなかった。精算書についても、業務代行料のみの精算書となっており、事業費全体の収支が明確となっていなかった。協定書に基づき実施した事業の内容及び実績について記載させ、事業費全体の収支がわかる精算書を提出させるよう改善されたい。

また、年度協定書によれば、指定管理者は前払いに係る精算書を作成し提出しなければならないとされており、業務遂行上で業務代行料に残額が生じる見込みがある場合、その取扱いについて市と協議の上、その全部又は一部について内部留保することができるかとされているが、港区に提出された平成20年度の精算書の支出合計は事業計画時の数値と同額で収支差額はゼロとして報告され、一部の経費について指定管理者の決算額と一致していなかったもので、適正に精算するよう改善されたい。

(港区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、港区、東成区)

(意見)

1 区コミュニティ協会における契約事務等について

【指定管理者及び施設所管区に対して】

福島区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会においては、清掃業務など高額の事業の実施について、入札や比較見積によらず、特名随意契約にて行っていたケースが見受けられたが、本市の関与が大きい事業関連

団体である区コミュニティ協会においては、事業経費の削減に一層留意するとともに、特名随意契約を改めることにより経済性がさらに発揮できると考えられるものについては、入札や比較見積による契約を行うよう検討されたい。

(福島区コミュニティ協会、東成区コミュニティ協会、福島区、東成区)

2 モニタリング、評価について

【施設所管区に対して】

今回監査を行った区コミュニティ協会においては、出納事務、契約事務等について不十分な点があったが、区においてもそれらの点について把握しておらず、業務代行料の収支事業計画における積算と精算時の収支を比較して、区及び指定管理者ともに事業結果の検証・分析も行っておらず、区と指定管理者の連携が十分でない状況も見受けられた。

また、基本協定書によれば、必要に応じて、指定管理者の管理運営業務の実績の確認及び評価を行うためのモニタリングを実施することができることや、指定管理者は利用者の意見聴取の結果を集計し、分析、評価等が記載された結果報告書を市に提出するものとされているが、福島区、東成区においては、施設の管理状況等の現地調査を行っていたものの調査点検内容等を記録しておらず、港区においては、年2回指定管理者に対してモニタリングを行っていたが、前回の指摘項目を再度指摘しており、指導について不十分な点が見受けられ、さらに、いずれの区も区コミュニティ協会からアンケート等の利用者の声等を提出させていなかった。

施設所管区は、施設の適正な管理運営を確保する責任を有しているので、利用者の意見・要望等も把握したうえで、施設の管理運営業務内容が適切に行われているか確認を行うとともに、点検項目についても施設運営業務における項目をはじめ、経理業務項目も取り入れ、適切に管理運営業務が行われているかという観点からより徹底したモニタリング、評価を行うよう検討されたい。

(3区)

(監査・人事制度事務総括局監査部特別監査担当)

公 告

大阪市公告第63号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平松 邦夫

1 担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-600号
 大阪市契約管財局管財部市有不動産売却担当
 電話 06-4395-7134～6

2 入札に付する物件

土地

番号	所在地	地目	地積(㎡)	予定価格
①	浪速区大国1丁目130番8外17筆	宅地	3695.79	658,300,000円
②	浪速区元町2丁目4番17	宅地	349.65	153,200,000円
③	西淀川区花川2丁目228番2	雑種地	904.19 (実測)	135,700,000円
④	淀川区加島1丁目276番1	宅地	8205.33	480,100,000円
⑤	東淀川区西淡路1丁目14番19	宅地	182.99	31,200,000円

3 入札参加者の資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

4 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ。

(2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成22年6月24日（木）まで

（日曜日及び土曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成22年6月14日（月）から同月24日（木）まで

（日曜日及び土曜日は除く。）

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

5 入札執行の日時及び場所

平成22年6月30日（水） 午前10時30分

午前9時30分から受付を行う。

大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局入札室

6 入札保証金

入札書に記入する価格の100分の10以上

*入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

*落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

7 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(契約管財局管財部市有不動産売却担当)



大阪市公告第64号

条件付一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成22年5月21日

大阪市長 平 松 邦 夫

1 担当

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-600号

大阪市契約管財局管財部市有不動産売却担当

電話 06-4395-7134～6

2 入札の性格

本件入札は、3に掲げる物件について、4に掲げる期間により、条件を付した契約で一時使用賃貸借するものである。

3 入札に付する物件

土 地

所在地（住居表示）	地目	貸付地積(㎡)	指定用途	予定価格 (賃貸借料月額)
中央区松屋町住吉119番 (中央区松屋町住吉6番街区)	宅地	102	平面利用	71,000円

※ 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額は含まれません。

4 一時使用賃貸借の期間

平成22年8月1日から平成23年7月31日までとする。

5 入札参加資格

個人及び法人

ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び大阪市暴力団等排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当しない者であること

6 入札実施要領の交付場所等

(1) 入札実施要領の交付場所、入札参加申込書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先

前記1に同じ。

(2) 入札実施要領の交付方法

公示の日から平成22年6月24日（木）まで

(日曜日及び土曜日は除く。)

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで
前記1において無償により交付する。

(3) 入札参加申込書の受付期間

平成22年6月14日(月)から同月24日(木)まで

(日曜日及び土曜日は除く。)

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

7 入札執行の日時及び場所

平成22年6月30日(水) 午前10時30分

午前9時30分から受付を行う。

大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市契約管財局入札室

8 入札保証金

見積価格(月額賃貸借料)の3か月分以上

*入札保証金は、落札者を除き、開札後還付する。

*落札者の入札保証金は、契約保証金に充当する。

9 入札の無効

大阪市契約規則第28条第1項各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(契約管財局管財部市有不動産売却担当)